

熊取町議会委員会会議録

〔平成30年9月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（8月29日）〕	
平成30年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5
〔議会運営委員会（9月6日）〕	
平成30年9月熊取町議会定例会の運営について	7
その他	9
〔議会運営委員会（9月11日）〕	
平成30年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	11
その他	18
〔総務文教常任委員会〕	
議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例	22
質 疑	22
採 決	26
議案第56号 税条例等の一部を改正する条例	26
質 疑	26
採 決	28
議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）	28
質 疑	28
採 決	28
議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について	28
質 疑	28
採 決	32
議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	32
質 疑	32
採 決	36
〔事業厚生常任委員会〕	
議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例	38
質 疑	38
採 決	44
議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	44
質 疑	44
採 決	47
議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	47
質 疑	47
採 決	49
議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	49
質 疑	49
採 決	49

議案第66号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	49
	質 疑	49
	採 決	51

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年8月29日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）それでは、平成30年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明させていただきます。

まず、資料2枚目の行政報告につきましては、財政健全化判断比率についてが1件、下水道事業特別会計資金不足比率についてが1件、水道事業会計資金不足比率についてが1件、第124回大阪府原子炉問題審議会の概要についてが1件、熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告についてが1件、損害賠償に関する専決処分報告についてが1件の合計6件となっております。

次に、報告案件につきましては、補正予算の専決処分報告が2件でございます。

資料1枚目の表面をお願いいたします。

次に、予定議案につきましては、人事案件が2件、条例改正が4件、工事請負契約の締結が2件、小・中学校のパソコン購入についてが1件、平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてが1件、補正予算が4件、決算認定が7件、合計21件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明させていただきます。

まず、資料2枚目の行政報告事項でございます。

1件目の財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の下水道事業特別会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の第124回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、平成30年8月10日に開催された当審議会の内容について報告するものでございます。

5件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、報告するものでございます。

6件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告案件について説明申し上げます。

1件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年6月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

2件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、大阪北部地震及び7月豪雨により被災した施設の復旧に伴う事業費の増額でございます。

続きまして、予定議案について説明させていただきます。

資料1枚目の表面をごらんください。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の松田聰子氏の任期が平成30年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の山本洋子氏の任期が平成30年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任として鈴木直子氏の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3件目の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末での証明書等の交付を開始するに伴い、その手数料について規定するため手数料条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

4件目の税条例等の一部を改正する条例につきましては、平成30年度税制改正によるもので、個人住民税関係の給与所得控除や基礎控除の見直し、たばこ税の税率引き上げや加熱式たばこの課税方式の見直しなど税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

5件目の印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末での印鑑登録証明書の交付を開始するに伴い、印鑑登録条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

6件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

7件目の工事請負契約の締結につきましては、町道小谷穴釜線道路改良工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この案件につきましては、少しでも早く工事を完了させ住民の方に使っていただきたいということから、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

次に、8件目の工事請負契約の締結につきましては、向田橋橋梁修繕工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

9件目の町立小・中学校の校務用パソコンの購入につきましては、当該パソコンを購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

10件目の平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成29年度熊取町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

11件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億169万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、普通交付税、臨時財政対策債の交付額確定による補正、中央小学校敷地内への中央学童1クラブ新設に伴うレンタルユニット設置の経費及びブロック塀撤去、新設に伴う補助金などの補正でございます。

12件目の平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,515万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、システム改修に伴う補正、被保険者健康づくり推進奨励事業の実施に伴う補正などでございます。

13件目の平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成31年度保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修事業に係る補助金等の補正、平成29年度保険料収納額の確定による広域連合への未精算分の保険料等負担金の補正などでございます。

14件目の平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,862万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、タピオステーション活性化や継続支援及びDASHプロジェクトの一環として行うタピオステーションリーダーやボランティア養成に係る一般介護予防事業の補正、平成29年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う補正などでございます。

15件目の平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から、裏面の21件目の平成29年度熊取町水道事業会計決算認定までの決算認定7件につきましては、既に決算書、附属資料を配付させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

なお、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）を予定してございます。その際にはよろしくお願いたします。

以上で、平成30年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、9月4日から9月27日までの24日間といたします。

本会議の開催については、9月4日、5日、6日、7日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を9月12日に、事業厚生常任委員会を9月11日にそれぞれ開催いたします。

決算審査特別委員会の開催については、9月14日、20日、21日及び25日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては9月11日に、議員全員協議会を9月12日に開催いたします。

以上のとおり、平成30年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります、一般質問につきましては8月21日の正午に、会派代表質問については8月27日の正午にそれぞれ通告を締め切った後、議長立ち会いのもとで、私がくじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります、日程第4 議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告についての件、日程第5 議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告についての件、日程第6 議案第53号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第54号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について(町道小谷穴釜線道路改良工事)の件及び日程第15 議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の6件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第8 議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第56号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について(向田橋橋梁修繕工事)の件、日程第14 議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件及び日程第16 議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件、以上5件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第10 議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第18 議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第19 議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件、以上の5件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第20 議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24 議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第25 議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第26 議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上の7件については、決算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成30年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、平成30年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長（江川慶子君）次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧を
ごらんください。

意見書につきましては、4件提出されております。

二見議員から、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）の2件、次に鱧谷議員から、核兵器禁止条約の署名・批准等の具体的取組を求める意見書（案）、地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書（案）の2件、以上の4件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成30年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時22分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年9月6日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

事務局 議会事務局長 北川雄彦 書記 藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年9月熊取町議会定例会の議事日程についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「9時01分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、議事日程について説明をお願いします。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）すみません。台風21号の被害対応のため、他市町において議事日程の変更等が行われております。本議会の皆様方の対応を検討するため、本日急遽お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、近隣市町の対応について報告させていただきます。

泉南市につきましては、9月5日から始まる予定にしていた一般質問を取りやめております。泉佐野市につきましては、会議の日程の変更を予定しておりますが、一般質問は会期の後半に通例行われておりますので、影響はございません。阪南市につきましては、9月3日に開会し、既に一般質問が行われております。まだ途中ですが、後の方全て行うということで、日程の変更はあるんですけども質問については実施いたします。貝塚市につきましては、今週は議会はございません。9月10日に開会いたします。岸和田市につきましては、9月議会はもう8月中から開始されておまして、今週につきましては決算委員会を行っておると聞いております。田尻町につきましては、昨日一般質問を最終日に行うということを議会運営委員会で決定したと聞いております。岬町につきましては、今週を災害対策に充てるということを現在検討していると聞いております。その際は、2日ある日程につきまして、予備日1日で全て行うということを検討していると聞いておりますが、まだ決定は見えていないと聞いております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ただいま北川議会事務局長から説明がありましたが、意見等あれば承ります。矢野委員。

委員（矢野正憲君）すみません。今一般質問のことでの報告であったんですが、会派代表者質問等の、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

委員長（江川慶子君）北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）会派については調べておりません。通例、一般質問のほうが時期的に早いということを認識しておりますので、岸和田市なんかはもう決算委員会に入っていますので、会派は、会派かどうかはちょっとつかんでおらないんですけども、終わっていると思われま

以上です。

委員長（江川慶子君）ちょっと会派のほうはつかみ切れていないようなんですけれども、ほかにご質問。矢野委員。

委員（矢野正憲君）ちょっと調べておられないというふうなことなので、きのう実は泉南市の議員さんに連絡とりました。一般質問は、もうやはりそういうような形でやめるというふうな形で、9月、会派代表者質問等はどないするんやというふうな話を聞かせていただいたら、もともと9月議会は会派代表者質問が入っていないというふうなことで、会派代表者質問がないというふうなことらしいです。

ちなみに、やはり3月議会のように会派代表者質問があればどういうふうな対応をしておったと聞いたら、多分一般質問と同じような対応をしていたと思うというふうなことは、ちょっとおっしゃってありました。情報の一つとして。

委員長（江川慶子君）情報としていただきました。

ほかにご意見等ございませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）座っていいですか。

委員長（江川慶子君）はい、どうぞ。

委員（文野慎治君）災害が現実起こって大変な時期で、当初、議事日程について理事者側からの相談もあったという、今のことも聞いているんですが、各この地域、同じような災害やし、熊取町も現状こういう災害下にあるというふうには思うんですけども、しかし、今後も9月議会というのはやはり決算を認定する議会でもあるし、ほかの議案、そして一般質問というのは、定例会が年4回ある中で、我々議員に与えられた、やはり直接、ある意味権利であるし、義務であるしというふうに考えているところです。

我々は、この9月議会初日に戻って考えると、やはり台風が接近しているという状況の中で、初日もほぼ1時間程度で、一般質問から次始めようということ。それと、台風が現実上陸するという状況の中で、次の日はもう休会、それで本来きょうからという形になって、一般質問、会派質問、そして議案、常任委員会が来週、決算委員会という形で来るんですけど、岸和田市みたいにもう終わっているところとか、議会の中で途中までいっているところとかいう状況ではない中で、熊取町の場合やったら27日の最終日まで、決算委員会は4日間ある中の1日は予備日として確保していると。そういう意味からすれば、やはり一般質問、会派質問をなしにする、あるいは会派質問は決算の関係でやらないかんけれども一般質問はやめにすることよりも、やはり当初申し上げましたように、町側から今の状況で、今週の動き等の中で協力をいただきたいということも鑑みるならば、田尻町が一般質問を最終日にやったというようなことも、これも同じような状況だと思うんですけども、そういう形は日程的な、これは5時に終わろうと思ったらそれは無理ですけども、そういうふうな形で最終日も最後使う、あるいは、場合によっては決算委員会の予備日も、事実的に可能であればそれも追求するというふうな形でやればいいんじゃないかなというふうに思います。

ですから、私どもの会派とすれば、一般質問、会派質問、日程の入れかえはあるけれども、これはやはりこの9月議会の我々の議員としての責務を果たす、我々のそういう質問する権利、義務はある。そういうことをやはり追求することを、このような議運の中でも議論していただけたらなというふうに思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ただいまの意見は、議事日程を変更して一般質問を最終日にしてはどうかという案だったと思うんですが、ほかにご意見はございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）申しわけございません。今週いっぱい、岬町がとったような防災週間みたいな形をとるべきなのかなというふうなことは思います。

その中で、今文野議員がおっしゃったように、一般質問、会派質問なんですが、取りやめるというふうなことではなくて、例えば一般質問を最終日、会派質問を決算の予備日にするとか、週を変えたらどうかというふうなことはちょっと思うんですけども、その辺の検討をいただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）今、意見では防災週間にして、決算の予備日に会派代表質問で、最終日に一般質問という案ですね。

ほかにご意見はございませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）私も矢野委員と同じように思います。今週やはりそれぞれ議員さん、皆様も被災とか、いろんなことが起こったような状況で、周りもやはり私たちがしっかりとお話を聞きに行くというのがすごく議員の務めかなと思っておりますので、今週は私もやはり防災に、皆さんどのような状況であるかというのをしっかりと把握していくというのが大事じゃないかなと思いますので、私も矢野委員の意見に賛成したいと思います。

委員長（江川慶子君）北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）申しわけありませんけれども、決算、議案等は、提案をせんことには後の委員会できないということになります。きのう1日休んでいるという中で、新たに議会を開く日を来週でつくるというのが、非常に困難なんです。

というのは、もう11日に事業、総務と続けていきますので、その手前で議案の提案をしていただかないと、委員会の付託はできません。当然、決算も成果報告をして、提案がないことには委員会も開けないという中では、当然、日程に余裕があるのであれば休会ということも可能なんですけれども、本町の日程、今後一回白紙に戻して組みかえということは、今現在はちょっと不可能ではないかなと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）段取りとして、そういうふうな議会事務局長の説明なんです。

（「休憩しません」の声あり）

休憩しますか。

じゃ、ただいまよりしばらく、どのぐらい。

（「決着つくまでやから」の声あり）

はい。じゃ、しばらく休憩いたします。

（「9時12分」から「9時31分」まで休憩）

委員長（江川慶子君）休憩前に引き続き会議をさせていただきます。

台風による緊急対応について、本日対応させていただきます。本日はその緊急対応についての議会運営委員長報告を行い、その後、議事説明と決算委員会の設置を行います。決算委員の委員長、副委員長の選任まで本日は行いますのでよろしく願いいたします。

本日は、議事日程を変更し一般質問を最終日に実施することにいたします。その場合、当初日程第4であった議案第51号を日程第3とし、以降を繰り上げ、日程第26を一般質問とする旨をこの後の本会議でご報告いたします。それでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

以上で平成30年9月熊取町議会定例会における会議日程についての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承りますが、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「9時33分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年9月11日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成30年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成30年9月熊取町議会定例会における追加議案及び本会議の開催日についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）それでは、平成30年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、ご説明申し上げます。

追加案件につきましては、資料の追加予定議案のとおり条例制定が1件、補正予算が1件となっております。

それでは、各追加予定議案についてご説明させていただきます。

まず、1件目の災害見舞金等支給条例につきましては、今回の台風を初め、風水害等の災害を受けた方等に対し、見舞金等を支給し、もって生活の安定と福祉増進を図るため、条例案を提出するものでございます。

2件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正内容は、平成30年7月豪雨及び今回の台風21号により被災した施設等の復旧に係る経費となります。

簡単ではございますが、以上で、平成30年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

本件につきましては、9月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、本定例会の本会議の開催日の変更についてを議題といたします。

本定例会の開催日につきましては、議事の都合により本会議の日程に9月25日を追加したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本定例会の本会議の開催日については、そのようにさせていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君) それでは、先日持ち帰っていただきました意見書4件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) このブロック塀等の安全性確保を求める意見書なんですけど、熊取町では、もうされているのではないかとこのと、それから、第3の項目なんですけれども、一つ、補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設などを検討することになってはいますけれども、これは、法定点検も、それから小規模のあれも、それから修繕の補助も、全てこれは創設をしないと補助というのは出ないのでしょうか。

ちょっと言葉のあれがよくわからないんですけど、その際400万円と定められている文科省の国公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額についてと書いてあるんですけど、その400万円とされているのは、400万円までの補助事業なのか、幾らかの中で400万円だけ補助しますよという意味なのか、ちょっとその辺の意味がよくわからないんですけど、教えていただけましたら、よろしくをお願いします。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) すみません、最初の言ったのが、ちょっと意味がわかりにくかったんですけど、すみません、400万円のほうがちょっとわかるので、公立学校の防災機能強化事業の概要というのが、これ、ホームページ等にも載っておりますので、400万円というのは下限の金額で、上限は2億円まで、算定割合が3分の1というのがこの事業に対して出る割合です。

対象施設というのが、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、あと、中等教育学校前期課程、特別支援学校、中等教育学校後期課程、高等学校というふうになっております。それに関しての費用ということで、今求めていますのは、一つの学校だけで修繕した場合に400万円を切ってしまった場合、この補助としていただけないのであるならば、もう少し幅を持たせて、広域で、よそでやる分も含めた広域の分で費用が出ればいかなというので、その申請を求めていきたいというのを、3番では言わせていただいている分になっております。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) わかりました。400万円以下だったら工事の額が出ないということになるということなんです。だから、他のところと一緒に申請することを考えてくださいということだと思っておりますけれども、初めのほうは、修繕など小規模工事に対する補助制度というの、それから、法定点

検やそれに伴う修繕への補助制度というのは、今のところはないということなんですか。塀の修繕に対しては400万円以上だったら出るということだったら、この意味がちょっとよくわからなかった。補助制度、創設するという意味は、今はないということですね。400万円以下やったらないということなのか、それか、法定点検やそれに伴う、法定点検することに対しても補助金は出ないということなんですか。それか修繕が出ないということなんですか、ちょっと。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、私もその文章からとるんですけども、法定点検とか、言ったら少ない費用の分というのは、結局400万円を切ると出ないということですので、補助制度等の創設も見ていただいた上で、この400万円というふうに下限されている分をもう少し広げていただきたいというふうな意味での検討するということですので、創設も含めて補助、全ての点検や修繕そういう安全対策に対する費用に対しては検討していただきたいという部分の文章だと捉えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません、国に対して要望というのは、すごくよくわかるんですけども、何か小さな感じがして、意見書として出すあれかなというふうな感じはちょっと受けたんですけども、今回のブロック塀に対する危険箇所についての対応とか、それから、安全の効果促進事業などは国も市町村もされているのではないかというふうに思うんですけど、その辺に対してはいかがですか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）熊取町も8月1日から、30年度に限り点検して撤去とフェンス等で工事費、上限20万円まで出させていただいておりますけれども、もうちょっと国としても、通学路であったりとか、ブロック塀であったりとか、やっぱり子どもの安全を考えたときに、本当に鱧谷委員の言われるように、細かいことかもしれませんが、国がしっかりとやっていただきたいことではないかなというふうに思いましたので、この意見書を出させていただいておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

委員長（江川慶子君）ちょっと6行目のところから、熊取町においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性がありというところが、何か気になるなと思うんですけども、対応していますよね、今、実際には。その辺も含めてご意見ございませんか。ご意見ございませんか。二見委員。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっと盲点という書き方が引かかるのかなというふうには思っているんですけども、実際、この前の本当に21号の台風の時も、朝代のちょうど子どもたちの通学路においても、通学路になっていますブロック塀がやっぱり崩れているのを見たときに、やはり点検というのは、通学路だけではなく、それぞれ今回の町のほうが補助していただいている道路に面する部分のブロック塀とかも、やっぱり点検していくべきであるなというふうに思いますので、そこら含めて、この意見書を出させていただいているというふうに捉えていただけたらいいかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）委員長が通学路等のブロック塀が盲点になっている可能性がありというのがということがあるんですけども、現実的に本当に痛ましい事件が起こって、総点検をしようといったことになったことは事実でありますから、この本議会の中で、この意見書についてはやはり出す意義があるのではないかなと、このように思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）先ほどの通学路等のブロック塀が盲点になっている可能性がありとなっているんですけども、これ、通学路に限ってかもわかりませんが、学校のほうは一生懸命見ていただい

るとは思っておりますが、それを少し離れた、通学路には指定されていないんですけども、一歩入った、バイクが通るとか人が通るところ等も含めて、まだまだ見られていないところというのがあると思っておりますので、これも、私は有意義かなと思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

町のほうも頑張っただけでも補助制度もできているわけではあります、まだまだ力を入れることが多くあるということで、この意見書を通すということでもいくというご意見が多かったと思いますので、全会一致でよろしいですね。反対意見がありませんので、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書なんですけれども、ちょっと文字的に多くてわかりにくいところもあるんですが、児童虐待ということが多くなってきているというのは、確かにそのとおりでと思うんで、進めていってほしいという思いはあります。

でも、児童虐待の原因の背景などには、母子世帯では6割が児童虐待があったりとか、6割に上る経済的貧困が虐待の原因になっていたりとか、それから、今の地域や家庭における教育力の低下や、子育ての孤立化や、いろんな問題で複雑で困難なケースが多くなってきています。この意見書にプラスして、児童虐待の原因、背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を抜本的に強めることという、この文章を記の下に一つ入れていただけたら賛成できるかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君）再度、もう一度ゆっくり言っていただけますか。入れる文を。

委員（鱧谷陽子君）入れる文、はい。児童虐待の原因、背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を強めること。

委員長（江川慶子君）もう一度お願いします。

委員（鱧谷陽子君）はい。児童虐待の原因、背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を強めること。この一文を、どこかに入れていただけたらと思います。

委員長（江川慶子君）どうでしょうか。二見委員。

委員（二見裕子君）私たちもそのように思いますので、この文章を入れていいかなというふうに思っております。

この児童虐待の防止対策の分で、閣議のほうでも、内容のほうで決定した分が、今、ホームページとかにも載っているんですけども、その中でも、生活貧困家庭やひとり親家庭に対する支援との緊密な連携とかというふうにも載っておりますし、この生活の支援についても、しっかりと国のほうでも進めていくという方向のものが対策のほうにも載っておりますので、この文言を入れていただくことで意見書がきちっとした形になるかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）提出者の二見委員からは、そのようにご意見をいただいているんですが、ほかにご意見ございませんか。

（「どこに入れるのか」の声あり）

委員長（江川慶子君）そうですね、どこに入れるかですね。1から5まであるんですが、1を入れてみませんか。その前に、入れるのかどうかも含めてご意見ありましたら。ご意見をお願いします。矢野委員。

委員（矢野正憲君）すみません、6番として入れるというのがいいのかなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）提案がありました。6番でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

文言の修正をまとめます。

修正箇所を事務局長より発表お願いいたします。

議会事務局長（北川雄彦君）すみません、そしたら、6. 児童虐待の原因・背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を強めること。もう一回言います。6. 児童虐待の原因・背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を強めること。を追加することでよろしいでしょうか。

委員長（江川慶子君）よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本件は、そのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の核兵器禁止条約の署名・批准等の具体的取組を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）国連のほうで核兵器禁止条約というのが、2年前ですか、去年の7月7日ですか、採択をされておりますが、日本、それから核兵器を持っている保有国がすべからず不参加というふうな形になっておるといふことを調べてわかってございます。

そうした中で、こういった形で国連の中で採択をされたわけですけども、ここに書いているように、核兵器が使用されると、やはり大きな惨禍になると、そういった意味では、人道的なものではないというふうなことはよくわかります。何より唯一の被爆国として、核兵器の廃絶、根絶を目指すことは日本としては当然だろうな。今後とも、継続すべきことだとは思っておりますが、一方で、これは、それだけの問題ではなくて、道義的というふうな問題だけではなくて、安全保障の問題も大きく絡んでくるようなところもあるかというふうに思います。現実的に言うたら、核兵器の脅威が存在するというふうなことになっておりますから、核軍縮に取り組む上では、やはり安全保障という形の視点が大変必要になってくるんだろうと思っております。

アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国といった核兵器の保有国が、反対というよりも、不参加をされておりますから、そういった意味じゃ、なかなか実効性を伴うようなそういった意見書に、なかなかなりにくいのかなというふうに考えております。日本は、これ、当時岸田外務大臣がいろいろコメントを出されておりますけれども、我が国においては、NPT、核兵器の不拡散条約、それからCTBT、包括的核実験禁止条約、FMCT、核兵器用の核分裂の物質を量産することを禁止する条約、こういったことで、核兵器国も、それから非核兵器保有国も参加するような取組みを、今、推し進めておるといふことを聞いてございますので、日本としての取組みをこういった形で継続してほしいなというふうに思います。

なかなかこれだけでは、日本が不参加で核保有国も不参加というふうな中で、国連で採択されましたものですから、なかなか実効性を伴っていかないのかなというふうな考えを持ちますので、少し賛成できないなというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）賛成できないということですね。ほかにご意見ございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）平和首長会議というのが全国にありまして、世界では163カ国が、この平和首長会議に入っております。都市では7,650都市が平和首長会議に入っております。日本では1,730都市が入っております。大阪府では43市町村全部が入っております。人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約採択を心から歓迎すると。核兵器保有国を含む全ての国に対し条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めるとする核兵器禁止条約の早期発行を求める特別決議を可決しました。

やはり、国連での核兵器禁止条約が採択され、それから、日本の国やほかの国もそれを批准していくという方向でしか核兵器をなくすことはできないであろうというふうに考えております。核保

有国としましては、いろいろと自分のところの利益を考えたり、そういうことがあって、なかなか真っすぐに批准ということにはなっていないと思いますけれど、全世界がそういう方向で動いてこそ、最終的な核兵器廃絶への道が開けると思っておりますので、どうか、いろいろとお考えはあるとは思いますが、日本の立場もあるかとは思いますが、世界の動きがそういう動きであるということ踏まえて、この具体的な取り組みを進めていってほしいという思いで意見書を出しておりますので、酌んでいただけたらと思っております。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）私たちとしても、核兵器禁止条約は高く評価していきたいと思っておりますが、その中で、その規範のもとで核廃絶への具体的な歩みややっばり進めていくべきやというふうに思っています。核廃絶というのは、やっばり核を持っている保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあるというふうに考えておりますので、やはり双方の溝が深まってくると、核軍縮を着実に進めることが、現実的な対話がなされずに核軍縮ができない状況になっていくのではないかなというふうに思います。核兵器のない世界の現実には、やはりこの核兵器禁止条約の採択などめぐる深まった保有国と非保有国の亀裂となった部分の橋渡しというのが、唯一戦争で被爆した日本の責務ではないかなというふうに思っておりますので、ちょっとこの意見書については、やはり実効性という部分に関しましては難しいのかなと思っておりますので、賛成しかねます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）反対の会派が2つあったんですが、最後、実効性という意味では云々ということでは、私は実はないんじゃないかなというふうに思うんです。私ども熊取町議会議員でこういう活動をさせていただいているわけなんですけれども、熊取町は、熊取町の町の宣言ということで、昭和59年12月19日の熊取町議会として核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言というのを採択しています。こういう機会ですから、文書を私も初めて見たんですけれども、ちょっとですので聞いてください。

原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行われるべきものであり、いやしくも人の身体・生命の危険を招くような目的のために行われてはならないものである。しかるに、核兵器が登場して以来今日まで、様々な核兵器廃絶の運動が展開されてきたにもかかわらず、核軍縮の傾向は止まるところがない。このことは、人類にとって深刻かつ重要な脅威であり、人類の英知を寄せ、その廃絶にあらゆる努力をすべきものである。日本国憲法においては、恒久の平和と全人類の平和的生存権が確認されているところであるが、わが熊取町においても、この理念を町民生活の中にはぐくみ、また、将来にわたって継承していく必要がある。なぜなら人々の安全と生存が保障されてはじめて町民憲章にいう豊かですみよいまちづくりの実現がありうるからである。よって、「非核三原則」（核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを政府に強く求めるとともに、熊取町を核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市とすることを宣言する。

これは昭和59年12月の議会で採択をされているわけなんです。

反対される会派の方は、今の現状で核を持っている国と核を持っていない国云々という話がありましたけれども、これは、悲しいかな、日本の憲法の理想、こういう熊取町の平和都市宣言の理想が、これは理想であるわけなんですけれども、現実として、この、例えば今出ている意見書について反対だ、出すことについては反対だということには、これは、私はならないのではないかな。あくまでも、やはりこの熊取町の議会として、この59年12月、このときの議会としては本当に勇気を持ってこういうことを日本中に発信したわけですから、このことを、やはり我々、今やっている議員についても憲法のもとでこういう形をやっているわけでありますから、それを追求していくという一つの意見書としては、私は非常に有効ではないかなというふうに考えています。

核兵器を持っているオバマ前大統領が広島へ来て、ああいうメッセージを送ることで、どれだけ世界の平和、核廃絶を求める運動のところ、人たちに勇気を与えたか、これは我々肌で感じたわけ

であります。ですから、我々は個人個人それぞれの諸信条があるというふうには思いますけれども、この核兵器に対する危惧、これが、我々はそういう憲法というものの中でなっている状況。政治というものは日々動いていますから、駆け引きもいろいろあると思いますけれども、日本がそういう唯一の被爆国でありながら、今回の形については賛同もしない、中立的な立場で日本の立場を、それを世界に広げようとしなないという行動が、いろいろ今問題になっているように思っています。

我々熊取町議会とすれば、やはりこの熊取町としての平和都市宣言を、この文面、今読ませていただきましたけれども、そういった意味で、実現をする一つの方策としてこういう意見書が出ているというふうには私どもは感じておりますので、この意見書については、反対会派があるわけで、これが現実なんですけれども、やはりこの今の議会で提案されている意見書については、粛々として熊取町議会のこのスタンスを決めて、関係国のほうに提出をするべきだというふうには考えおります。

以上です。

委員長（江川慶子君）意見をいただきましたが、ほかにご意見ございませんか。意見変わることもないですか。ないですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件、意見書案について意見等をまとめます。

意見が一致しないので上程しないことにいたします。

次に、4件目の地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書（案）についてご意見等を賜ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）意見書に対しては、反対とかということではないんですけども、少しちょっと文言の整理であったりとか、ちょっと聞かせていただきたいなという部分で質問させていただきたいんですけども、1番の2019年以降については、少なくとも2017年度の年間予算合計額以上の水準で確保することとあるんですけども、これは、具体的に幾らなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）幾らとはあれなんですけれども、大体今の状況が5割から6割以下の水準になってしまっているということで、今の状態では消費者に対する行政の支援ができなくなってきて、これから高齢者の消費者問題も多くなるということで、もとの水準に戻してくださいということで書いております。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）もとの水準というか、私も調べさせていただいたんですけども、予算なんですけど、一応30億円の予算で、追加補正で12億円で42億円というふうには、この2017年度に関してはそのような予算がとられたんだなというのを確認させていただきました。その上で、ここの文言のところなんですけど、これは別になくてもいいんじゃないかなというふうには、ちょっと文言整理という形で、今の、8月に31年度の概算要求を出しているのも、ちょっと確認させていただいたら、概算要求ですので実際予算としてつくかどうかということもあれですけども、大体40億円で政府のほうで消費者庁に出しているんです。そう思ったときに、文言整理としまして、この「2019年以降については」からの後ろは、なくてもいいのかなというふうには思っております。

2番とつけての文言に、現行の消費者行政強化交付金を継続拡充し、我が国全体の利益に資する取り組みについては恒久的な財源支援を行うこと、でもいいんじゃないかなというふうには思ったんですけども、いかがでしょうか。

委員長（江川慶子君）いかがでしょうか、鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません、もう一遍、その変更する部分を言っていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）「2019年以降」からの文章をカットしていただいて、「確保すること」までをなしにしまして、1番と2番を一緒にしてしまう。その後、「拡充し」の後、「我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財源支援を行うこと」でもいいんじゃないかなというふうには

思っています。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 今の、今年度の当初予算が24億円ということなんで、それは、さっきおっしゃっていただいた5割から6割の水準にとどまっているということなんで……

委員長（江川慶子君） 42億円。

（「40億円」の声あり）

委員長（江川慶子君） 40億円。

委員（鱧谷陽子君） 40億円というのは、今年度の当初予算、概算で40億円になっているということで、大体同じような状況にはなるかもしれませんが、これ以上悪くならないようにということで思っておりますので、この拡充しということで、1番としてまとめていただいてもいいかと思います。

委員長（江川慶子君） 二見委員。

委員（二見裕子君） すみません、あと、もう一点。ちょっといろいろ、財源がどこから来るのかなとか、ちょっといろいろ調べていてわからなかったんですけど、この強化交付金というのは、財源というのは消費税ですか。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） ちょっと私も交付金の財源とまでは、まだよくわかっていないんですけど、予算が24億円で、今おっしゃっていただきましたように、今年の概算では40億円つくだろうということらしいんですけども、どういう予算の振り分けなのかというのはわかっておりません。

委員長（江川慶子君） 二見委員。

委員（二見裕子君） わかりました。ありがとうございます。そしたら、文言を変えていただいてもよろしいでしょうか。それで持ってなら、賛成させていただきます。

委員長（江川慶子君） ほかにご意見ございませんか。

今、修正も入ったんですけども、その修正についてもご意見ないですか。

（「なし」の声あり）

そしたら、文言の修正をまとめます。

修正箇所を事務局長より発表をお願いします。

議会事務局長（北川雄彦君） それでは、読み上げます。

1. 現行の消費者行政強化交付金を継続・拡充し、2の頭に飛びます。我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財政支援を行うこと。3. を2. に変えます。

以上です。

委員長（江川慶子君） よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年9月定例会閉会から平成30年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成30年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、9月21日に配付予定となっております。
ご協力ありがとうございました。

(「14時15分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成30年9月12日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	佐古 規	副委員 長	坂上 昌史
	委員	文野 慎治	委員	鱧谷 陽子
	委員	二見 裕子	委員	服部 脩二
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	教育 長	勘六野 朗
	企画部長	南 和仁	企画部理事	明松 大介
	企画部理事 兼財政課長	東野 秀毅	総務部長	林 利秀
	総務部理事	阪上 章	住民部長	藤原 伸彦
	住民部理事	田中 耕二	健康福祉部長	小山 高宏
	健康福祉部理事	山本 雅隆	健康福祉部理事 兼子育て 支援課長	木村 直義
	都市整備部長	泉谷 徹	都市整備部理事	阪上 敦司
	都市整備部理事	大西 宏	会計管理者 兼会計課長	中谷 ゆかり
	上下水道部長	山戸 寛	教育次長	貝口 良夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会 事務局理事	野津 恵
	政策企画課長	橘 和彦	広報公聴課長	巖根 晃哉
	総務課長	原田 哲哉	人事課長	道端 秀明
	税務課長	阪上 高寛	契約検査課長	井口 雅和
	住民課長	山戸 由紀美	産業振興課長	奥村 光男
	介護保険・ 障がい福祉課長	野原 孝美	介護保険・障がい 福祉課参事	根来 雅美
	生活福祉課長	下中 昭三	保育課長	阪上 正順
	保険年金課長	野津 博美	まちづくり 計画課長	馬場 高章
	道路課長	山原 栄次	水とみどり課長	庭瀬 義浩
	学校教育課長	松浪 敬一	生涯学習 推進課長	立石 則也
事務局	議会事務局長	北川 雄彦	書記	藤原 孝二

付議審査事件

- 議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 税条例等の一部を改正する条例
- 議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）
- 議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について
- 議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。

なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

(「10時00分」開会)

委員長(佐古員規君) それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしく願いいたします。

委員長(佐古員規君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

本日の委員会については、議案審査の終わられた皆様は会議の途中でも退出いただいて結構ですので、申し添えておきます。

委員長(佐古員規君) 初めに、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) それでは、私のほうから手数料条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

まず初めに、昨日の事業厚生常任委員会でも同様の、印鑑証明の交付に関しての条例改正がありました。今回、コンビニエンスストア等の多機能端末機での証明書等交付を開始するという事なんですが、これに関しては、まず初めにお聞きしたいのは、今回のこういったコンビニ多機能端末での証明書等の交付というのは、各自治体に義務的に課せられているものなのかどうか。まずその点をお伺いしたいと思います。

委員長(佐古員規君) 山戸住民課長。

住民課長(山戸由紀美君) まず、義務的かどうかということなんですけれども、義務ではないですが、国としては31年度末までに100%の自治体において実施されることを目標として進めております。

昨日の委員会のほうでもお話しさせていただきましたとおり、この事業を実施するに当たり特別交付税措置、そういったものも国としては準備されているものでございます。

以上です。

委員長(佐古員規君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 義務的なものではないが、31年度末までを国が目標として100%、こういう方向での変更を進めようとしていると。それに当たっては特別交付税ですか、そういう財源面での優遇措置を図ろうとしているということなんです。その特別交付税というのは導入に当たっての初期費用についての交付税措置と、そういう意味ですか。

委員長(佐古員規君) 山戸住民課長。

住民課長(山戸由紀美君) 初期費用、構築費に係るものと、稼働してからの3年間、支弁が発生してからになるんですけれども3カ年の運用費についても2分の1、交付税措置がされるものでございます。

委員長(佐古員規君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) わかりました。それで、続いてお尋ねしたいのは、証明書等となっているんですが、その証明書等の証明書の種類と、それと、今回条例改正で住民基本台帳の一部の写しの閲覧1

件300円ということで新たに規定されているわけなんです、その値段の設定については、コンビニに結局委託するような格好になるわけなんです、そのことで町としての長期的な経費負担、その辺はどうなのか。コンビニに1件300円で負担する、これは料金としては1件300円なんです、コンビニにお願いすることによって町の費用負担がどのように計算されるのか、その辺わかりましたらお教え願いたいと思います。

委員長（佐古員規君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）そしたら、ご質問の1点目の証明書の種類でございます。対象となる証明書は住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票、これらをコンビニで今後証明書の交付をすることになります。

それと、あと2点目、事業者に対する手数料なんですけれども、1件、現在のところ115円の手数をコンビニ事業者のほうにお渡しする形になります。

今現在、歳入に係る影響について試算のほうは進めております。今回、29年度の実績をもとに我々として試算しまして、大体31年度においては42万円程度の収入の減になるだろう。それ以外に1件115円の手数料というのは事業者に払う形になるんですけれども、そのような計算をしております。

この試算の数字なんですけれども、現在、自動交付機で住民票、記載事項証明書、印鑑登録証明書、この3つの証明書については自動交付機での交付という実績がございますので、これの半分ぐらいを自動交付機のほうで発行できたらというような希望値にはなるんですけれども、その数値で計算しております。

また、戸籍の謄抄本、附票に限っては、初めて今後コンビニのほうで交付していく証明書になりますので、府内の実施団体で一番高い稼働率、発行率を持っている団体を参考に、大体5%程度の発行をコンビニで発行すればこのような数字になるだろうということで、これらの全ての証明書を合計して、31年度の歳入への影響というのは42万1,000円程度、あと、歳出につきましては、すみません、ちょっとお待ちください。申しわけございません。コンビニでの交付件数を4,211件と見込んでおりますので、1件当たり115円の手数を掛けまして48万4,000円程度の歳出が発生してくる、そのように見込んでおるものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、ご説明いただきましたけれども、歳入のほうで42万円程度減と。歳出でコンビニへ支払う分で48万円程度の歳出が見込まれるということで、トータルで90万円程度、結局費用負担が多くなるということになってくるんですか。

委員長（佐古員規君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）費用としては負担になりますが、窓口で対応している場合には職員が必ず発行の事務をしないとイケない。そういった意味では、人件費や証明書を発行するための用紙であるとかプリンターのトナー、そういった消耗品につきましては全て事業者のほうに対応してくれる形になりますので、人件費や消耗品にかかってくるお金はこのコンビニ交付にかかってくる件数の分については今後は発生してこない、そのようなくあいになります。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）経費削減につながるかどうかというのは非常に微妙なところのようなんですが、さほど大きな、少なくとも経費削減という点ではそんなに大きなものは期待できないというふうに思いますが、なおかつ、今回多機能端末による交付にあっては200円ということで、300円を結局200円に料金を下げるといことですね。それはどういう事情なんですか。

委員長（佐古員規君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）これについては、コンビニ交付のサービスの稼働にあわせ、窓口とコンビニ

における手数料に格差を設けることでコンビニの利用率を図る、コンビニのほうへ誘導するというようなことと、あと、本庁窓口の混雑の緩和につなげたい、そのように考えております。

委員長（佐古員規君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 少し補足等をさせていただきます。

まず、本会議、きのうの事業厚生等でも申し上げているんですけども、コンビニ交付の導入については、もともと、やはり自動交付機、これが今の機械が潰れたら、もう更新、修理もできないと。ここからスタートしておるといってございまして。

大体件数で言いますと、自動交付機で、すみません、ちょっとお待ちください。住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書で、これは本会議でも申し上げましたが、全体で大体3万3,000件発行しているうちの、自動交付機は7,800件を担っております。こういったところから、これを廃止して窓口に来ると、やはり混雑が出てくるというのが1点あったのと、これとタイミングを同じくして、国のほうでコンビニ交付のほうが進められたというところで、やはりこの混雑解消のためにまずできることというのは、現段階ではコンビニ交付、しかも財政優遇措置があるというところで導入を判断したというところが1点ございまして。

もう一点が、今、経費の話等もしておりますが、まず、先ほどの42万円、48万円というのは、最大、マックス値、現状考えられるマックス値です。自動交付機で交付していた枚数の約半分がコンビニに誘導されたと想定しての話ですので、悲しいかな、目標ではありますけれども、現段階、マイナンバーが11%少しというような交付率ですので、そこまで行くのは現実的にはなかなか難しいかなというところで、先ほどのトータルの90万円というところまでは影響はしないだろうと見込んでいます。

ただ、将来的にこれが件数が伸びてくれば200万円、300万円というような形になってきます。そのときには、当然ながら大きな行革の流れとして人件費というのがやはり非常に大きなポイントになってくる部分で、人件費の削減、当然、窓口の件数が減っているということになりますので、そのときには、窓口の職員数を減らしたりというようなところにつながってくるというような、大きくは窓口委託も含めまして、できる限り人手をかけないで、外に委託できるものは委託するような形で考えておるといってございまして。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） あと1点だけ。コンビニの多機能端末機で各種証明書等を発行していただくことすれば、マイナンバーカードを使うわけですね。そのマイナンバーカードを持っていくということと、同時に暗証番号が必要だというふうにお聞きしたんですが、マイナンバーカードの暗証番号というのは何桁なんですか。

委員長（佐古員規君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 利用者証明書とあって4桁の暗証番号を使っていただく形になります。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 4桁ということは、ふつうの銀行のそういうATMの場合の暗証番号と同じですね。だからマイナンバーカードと暗証番号を覚えておれば、それは、ぱぱっと交付できるということですか。

委員長（佐古員規君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） そのとおりでございます。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） ちょっとお聞きしたいんですけども、今、自動交付機で交付される場合というのも暗証番号はないんですね。入れたらそのまま出てくるという形になっているんでしょうか。その辺お聞きしたい。

委員長（佐古員規君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）自動交付機でも同様、設定していただいております暗証番号、4桁の暗証番号が必要になります。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。その自動交付機で交付された、どちらでもあれなんですけれども、割に簡単に証明書が手に入るということで、先日ちょっと老人の方からご相談を受けまして、自分の自動車を勝手に処分されたという話で、親子げんかをして、間に入ってほしいというような話があったんですけれども、余り簡単にそういうものが交付されてしまっていくということは、窓口でちゃんとしたら、身分証明書とかそういうものが必要で、ちゃんと誰々さんに渡ったというのはわかるんですけれども、そういうふうなあれがないというのが、今もそういう事件はないということなんでしょうけれども、家が勝手に処分されてしまったというようなことが起こってしまわないかというふうな感じの不安と、それから、たくさんカードというのがあり過ぎて、年寄りにはわからなくなってしまっている現実があるんで、若い人たちにはきちっと持って自分で管理できるかと思うんですけれども、その辺のことも何かすごく心配になるんですけれども、その辺についてはそういうことというのは一件も相談はなかったということで理解していいのでしょうか。

委員長（佐古員規君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）そのようなご相談というのはお受けしたことはないですけれども、これはもちろん、カードの管理というのはご自身で、大切なものですので管理していただくものと、暗証番号もご本人でないとこの暗証登録ができないという制度のもと、それをご家族であっても、お子さんなり他人の方がそれを知り得るとするのは、それはちょっと管理のほうに問題があるのかなどは感じます。

ただ、必ずマイナンバーカードを使ってコンビニで今後証明をとらないといけない、もしくは今、自動交付機が稼働しておりますけれども、暗証番号の登録は強制ではございません。便利に使いたい方が登録していただく形になりますので、今後も窓口にお越しいただければ本人確認をして、印鑑証明については登録済み証をご提示していただくことでご本人に窓口でお渡しすることができますので、そういったどうしても不安だという方については、今後も引き続き窓口で証明書の交付請求をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）コンビニ交付での件数がふえていったら窓口の人員は今ほど要らなくなってくると思いますけれども、いつまでにどのぐらいコンビニ交付での割合を持っていきたいかという目標と、それと同時に、いつまでに窓口での人員をどれぐらいにしたいかという目標、今、設定されていますか。

委員長（佐古員規君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）現在のところは具体的な目標というのはないんですけれども、現在稼働しております自動交付機、こちらの稼働率というのが先ほど理事のほうからもお話あったように、結構な件数で稼働しております。目標としては、同じくらいコンビニのほうで取得していただけたらなとは思っております。これについては、マイナンバーカードの交付率とも連動してくるかなとは思われるんですけれども、早い段階で交付率を上げて、コンビニのほうで皆さん便利に証明書を取得していただくというような流れをつくっていきたいと思います。

今回その手数料を減額するというのも、そちらへの誘導というのも一つ作戦として、コンビニの利用率を上げるという方策になるかなというふうには考えております。

もちろん、人員については適宜、もちろん毎年毎年決算のときでは実績として枚数やなんかも見ておりますので、それについては、適正な人員配置ということは考えてはいきたいんですが、この数年を見ましても、マイナンバーの制度が始まったり、この10月からは旅券の発給事務といったまた新たな事務がどんどんと入れかわって住民課のほうで担当しておりますので、その時点で住民課

が請け負う業務に見合う人員を配置していってもらえるように要望したいとは思っております。

以上です。

委員長（佐古員規君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）すみません、国のほうが平成27年度から通知カードの交付をスタートしている時点で、目標は設定しておりました。すみません、その数字がちょっと今、資料がないんでお答えできないんですけども、かなり高い数値を31年ぐらいまでに交付したいという数字ですが、全然及んでおらないというのが、これ、現実でございます。きのうも申し上げましたが、全国平均で申し上げますと11.6%程度、本町も11.3%というような同じようなところで歩んでいる。これが非常になかなか全国的にもしんどいというところもありまして、コンビニ交付もその呼び水としてというようなところで、そちらのほうに誘導してというようなところの一つになってくるのかなというふうには考えております。

もう一点、先ほどのパスポートのほうのお話もございましたが、パスポートの移譲がこの10月からということで約3,000件、窓口がふえると、3,000件というのは、年間1,500件で、交付と申請があるから3,000件になるんですけども、なおかつ申請のときにやはり15分程度必要になってくるというような事務でございまして、これによっても窓口が混雑するのかなというふうには考えております。

なおかつ、先ほどの交付機であるとか、駅下のサービス廃止に伴うというところがございますが、一定本会議でも申し上げましたように、自動交付機は可能な限り使わせていただいて、その間でちょっと窓口の状況、またコンビニ交付が始まってから自動交付機がどれだけ活用されているかというような状況も含めて、対応を検討したいなど。その次のステップとしまして、それが終わった段階で、行革として人の配置がどうなるかというようなところを考える。まずは、住民に迷惑がかからないような体制で臨みたいなというふうには考えておるといようなところが現状でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）税条例等の一部を改正する条例ということで、何点が改正点がございましたが、一番住民にとって関心のある部分というのは所得控除、年金等控除、それが10万円減ということで、それに伴って基礎控除を10万円引き上げるというふうな部分かなと思うんですが、このことによって熊取町としての税収の変化はどうかということと、それと、この改正で負担増となる人、負担減となる人があるかなと思うんですが、その辺、もし試算されておれば数字をお願いしたいと思います。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）先ほどの質問なんですけれども、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえに係る税収の影響額といいますのが、こちら、平成29年度の決算数値でいきますと約490万円ぐらいの減になると。

あと、増収になる部分なんですけれども、すみません、その分は全体で計算したのでちょっと幾ら分増収になる、影響を受ける方の分というのはちょっと算出はできておりません。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の変更で影響を受ける方の数字については試算していないということですね。

それは現時点ではしようがないですが、この所得控除、年金等控除から基礎控除への振りかえによって町として490万円減になるとご説明いただきましたが、ということは、それは基礎控除の10万円引き上げによって負担減となる人がかなり多いということなんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）すみません、先ほどは、あくまでも給与所得か公的年金控除への基礎控除への振りかえ分だけの金額を説明させてもらったんですが、基礎控除の見直しというのが事前に配付させてもらった議員配付資料のほうに載せさせてもらっているんですが、その分では約150万円の増という形になりまして、差し引きしまして約340万円の減ということで、全体的に見ますと減収になる方が多いのかなといった状況でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）全体的には基礎控除の10万円の引き上げで税負担が減るという方が多いということのようですが、部分的にはこの税負担が増となる方もおられるのかなという気はするんですが、その辺はいかがですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今回、住民税税負担の上がる方というのですけれども、給与所得控除と、あと公的年金控除が一律10万円引き下げられるという部分で、この2種類の収入がある場合はどちらか一方の所得計算で所得控除が10万円引き下げられます。だから、片方はそのまま残りますので、そういう形で2種類の収入を持っている方については引き上がるような形になります。

あと、自営業とか事業所得とか営業所得の方については、基礎控除のみが引き下げられるような形になりますので、その方たちについては若干減収のほうに、あと給与所得、公的年金等所得単独でお持ちの方については影響がないものと考えております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）給与所得控除と年金等控除と両方控除されている方は、両方ともに影響が出るというわけではないんですか。何か説明がちょっとわかりにくかったんですが。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）説明不足で申しわけございません。給与所得と公的年金等所得がある場合は、どちらか一方についてのみ10万円引き下げられるような形になります。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうすると、今回の改正ではこの振りかえによって負担増となる方はいないということなんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）負担増になる方については、今回の振りかえの分では、両方ある方については片方だけ引き下げられ……。すみません、おっしゃるとおりでございます。ただ、基礎控除のほうで所得に応じて基礎控除額が段階的に下がっていくという部分で負担増になる方が発生してきてまいります。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたし

ます。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)次に、議案第60号 工事請負契約の締結について(向田橋橋梁修繕工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員(坂上昌史君)この工事の実質の工事期間はいつからいつまでで、その期間中はこの橋は通れなくなるかということと、通れなくなったときはどこを歩いていけば駅まで行けるかということをお答えください。

委員長(佐古員規君)山原道路課長。

道路課長(山原栄次君)本工事につきましては、本議会で議決いただいた後、本契約させていただいて、そこから一応現場のほう準備にかからせていただく予定にはなっておりますので、11月ぐらいからかからせていただけるやろうというふうには考えてございます。

工事期間につきましては、工期につきましては、3月27日間までということになってございますので、一応今のところはその工事期間中、通行どめということで考えてございます。

工事期間中は、もう橋のほう全部撤去してしまいますので、一切通っていただくことはできません。この資料6のほうをごらんいただければ、平面図つけさせていただいていますが、駅のほうから行きますと、ちょうど川沿いに町道駅前3号線というのがございます。そこで迂回していただいて、町道熊取駅前線のほうを入っていただいて、すぐに町道駅前5号線というのがございますので、ここを歩いていただければもとの町道大久保停車場線のほうに戻れるということで、迂回もかなり小さい範囲で行けるかなというふうには考えてございます。

以上です。

委員長(佐古員規君)ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第60号 工事請負契約の締結について(向田橋橋梁修繕工事)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)次に、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)すみません、契約で、13社郵便の入札となっていたと思うんですが、無効になった2社があるんですが、これはどのような理由で無効になったのでしょうか。

委員長(佐古員規君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)指名13社をさせていただきまして、無効が2社ということで、株式会社カタナヤ熊取支店と株式会社ウチダシステムズ大阪支社、この2社が無効やったんですけども、まず、カタナヤ熊取支店については入札書封筒に入札書以外のものが入っていたというところで無効扱いとさせていただいております。それと、ウチダシステムズ大阪支社につきましては、書留以外

の郵送方法で届いたということで、これについては書留で届いたものが有効になりますので、郵送方法が違うというところで無効という扱いにさせていただいております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。これは、そのようなシステムでやっているというのは、業者はおわかりの上で書留と違うもので送られたりとかというのがあったということですか。以前にも何人かそういう、無効で何か違うものが入っていたとかというのがあったかと思うんですけども、その辺の通知につきましてはきちっとされているんでしょうか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）郵便入札で、指名をさせていただいて、指名通知を送るときに、送付方法については要領の中で明記をしておりますし、別途チェックリストというの、自己チェックできるようなチェックリストもつけておまして、その中で郵送方法についても自己チェックできるような形にしておりますので、周知については十分させていただいていると考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はございませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）この金額は1台当たりのパソコンだけの金額なのか、それに付随するような、有線LANか無線LANかわからないですけども、そういう設定も含まれるのかということと、このパソコンは学校の事務ということですけども、事務で何をする用のパソコンなのか。パソコンのスペック、どれぐらいのものなのかお答えください。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）1点目のこの金額ですけども、パソコン本体だけなのかというご質問やと思うんですけども、これはパソコン本体と、あと運用サポートといまして、5年間の運用サポート、何か障害が起こったときに一定の対応をしていただくという対応、あと、ソフト、マイクロソフトのオフィススタンダード2016というソフトの入力作業であったりとか、各種設定作業も入っております。必要なソフトのインストールであったりとか、プリンターとかハードディスクの設定、今回整備するパソコンが、そのネットワークの中に違うパソコンが入ってきたら排除するような検知システムが既に入っております、それが作動するような設定作業であったりとか、そういった設定作業も入った中での金額というふうになっております。

このパソコンの用途、どう使うかというご質問ですけども、これは、まず学校の教職員が使うパソコンということで、主には授業の準備の資料づくりに使ったりとか、学校内での校務文書、各先生方、学内での役割がありますので、そういった事務処理をしたり、あと、主に中学校とかでは成績処理に使用したりというふうな形での利用ということになります。

あと、スペックにつきましては、仕様書の中で各スペックを示しているんですけども、例えばOSでしたらウインドウズ10であったりとか、CPUでしたらインテルのCORE i 3-6100U以上であったりとか、あと、メモリーについては4ギガバイト以上であったりとか、ハードディスクであったら500ギガバイト以上であったりとか、そういったスペックを示した上で応札をいただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）パソコン本体自体の実質の金額は幾らですか。1台当たり。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回の落札金額が700万5,960円ということで、73台購入しますので1台当たり割り戻すと9万5,972円になるんですけども、先ほどの設定作業であったりとか運用サポートの費用も入っておりますので、パソコンだけの値段というのは、ちょっと算出は、資料を求めておりませんので、明確にはお答えすることはできません。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（坂上昌史君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。佐古委員。

委員（佐古員規君）前回からこの件についてはいろいろご意見させていただいています。それで、13社ということで入札業者もふえておりますが、これ、町内業者というのが今現在どれぐらいの中に入っているのでしょうか。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回、13社を指名させていただきまして、この中に、この選定のやり方なんですけれども、基本的には物品で登録していただいている業者で、小業種が事務機器という形で1位で登録している業者ということで、13社選んでおります。その中で町内・準町内の業者については指名させていただいて、町外については過去2年間に大阪府内で納入実績のある業者ということで選ばせていただいたところでございます。その中で、町内業者については1社、準町内業者については2社選定をさせていただいたというところでございます。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）町内業者1社、準町内業者2社ということですよ。合計3社が町内には入札できる権利があるよ。それ以外については町外から指名させていただいたということやと思います。

これ、地域活性という観点からいきましたら、この町内業者はやはりもっとふやさんとあかんというふうに前から言わせていただいているんですけれども、ですから、これ、この業者選定理由のところの見直しはぜひ必要やと思います。何が必要かと言いましたら、まず、物品1位にしているところというのは今言われたところかもしれません。ただ、物品として2位で上げている業者というのは町内業者には多数ございます。ですから、そういったところにもう少し広げていただくということができないのかというのが1点。

それから、その中でも小業種で事務機器と選んでいるところというのが少ないかもしれません。ですけれども、電気通信機器であったりとかそういう類の小業種で2位を指定しているところとかもございます。パソコンに限って言いましたら、事務機器かもしれませんけれども、もしかしたら家電の扱いかもしれません。そういった意味で、もう少し広く門戸を広げることができなかったのかというのが思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）1点目のご指摘については、昨年の総務文教、この委員会で委員長からご指摘いただいた点やと思うんですけれども、今回、業者選定を検討するに当たりまして、そのご指摘も踏まえまして物品が2位で登録、ほか、工事であったりとかコンサル、業務委託を登録していて、かつ物品を2位で登録している業者で、事務機器で登録している業者を全て当たったんですけれども、全部で27社あったんですけれども、その中で、町内業者というのがゼロというか、全くありませんでした。もし、物品が2位でも事務機器1位で登録いただいている業者があったら検討させていただきたいということで、検討作業を進めたんですけれども、結果として町内業者、準町内業者がありませんでしたので、こういった選定方法にしたというところでございます。

あと、事務機器での選定ということなんですけれども、事務機器で1位で登録している業者がかなりの業者がありまして、町内・準町内の業者については実績にかかわらず指名をさせていただいて、町外については過去2年間に納入実績という業者を選定して、結局13社ということになったんですけれども、契約規則上、5社以上で選定するという基準になっておりますので、そういった意味から十分に競争性を確保できるという判断の中で事務機器というカテゴリーの中で選択したというところでございます。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）今の答弁で、大体内容は、言いたいことはわかります。ですけれども、これ、考えていただいたら、13社のうち3社しか、今、町内業者がないという、この比率についてはどうお考えですか。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）13社のうち3社なんですけれども、これ、例えば事務機器の中で第2位、第3位と第4位、第5位まであるんですけれども、それを全て入れたとしても、第2位で登録している業者については13社あります。その中で準町内が1社だけ入っております。それと、あと、第3位で登録している業者というのは6社ありまして、そのうち準町内業者が1社ということで、4位、5位で登録している業者には、町内、準町内全く入っておりません。

ですので、事務機器で全て5位まで登録している中でも町内、準町内合わせて5社しかない。その中でも町内は1社だけという状況の中ですので、一定こういった判断をさせていただいていうところでございます。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）理解させていただきます。であれば、町内業者でも私の知り得るところでもいろんなパソコンを納入できる力のあるところというのはいかがでしょうか。ただ、登録の際に事務機器として登録はしていないわけなんです。ですから、そういった意味で家電であったりとか、そういう広い意味での電気通信であったりとか、そういった意味での登録されているところというのは何社かございますので、そういったところも拾えるというか、そのここに参加していただけるようにするためにも、これ、契約検査のほうにお聞きしたいんですけれども、そういう指名登録の小業種であったりとかの見直しとか、そういったご検討というのはいかがでしょうか。

副委員長（坂上昌史君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）以前にも同様のお話いただきまして、分類のカテゴリーの分け方がどうなのかというご意見もいただきました。これは我々も近隣の自治体の状況であるとも見させていただきました。そんなに遜色はございません。おっしゃるように、例えばパソコンというカテゴリーを設ければ、それをやりたい人を登録していただいて、登録した人だけを指名すれば何ら問題が起きないとは思いますが、細分化すればするほど業者の登録数というのは今は限っております。5種類を基準にしておりますので、今度はその業者のほうの登録のほうで問題が生じる可能性もあります。

今、ご意見いただいているように、物品に限らずですけれども、町内の業者への受注機会の拡大というのは当然検討をしながら、登録の内容についても今後も研究はしていきたいと思っております。この登録の条件というのは3年に1度定期受け付けがありますので、そのタイミングでの業者へのアナウンス、その次の年、その次については追加になりますので、そこで大幅にルールを変えるわけにはいきませんので、次の定期受け付けまでまたいろいろ研究はしたいと考えております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）またちょっと、これも契約検査との調整になるんかもしれませんが、学校教育のほうにちょっとお聞きしますけれども、例えば、余り町内業者ばかりとやってしまうと、過去にもあった談合事件に発展してしまつてはこれまた何してるこっちゃわからへんと。だから、そういった意味でも、熊取町はそういった意味で外からの町外業者を入れるということについて、今まで積極的だったんかどうかわかりませんが、そういうふうにしてこられました、やはり地域を活性化するとか、そういった地方創生でいろいろやっている中で、せっかく町内業者の住民の税金が町内で落とされるのではなくて町外に行くというのは、やはりどう考えてもちょっと腑に落ちないところがございます。

ですから、大阪府下自治体のパソコン納入実績云々、これ、見ましたら大手がほとんどですよね。ですから、こういうところはそれは指名辞退もしますよ。自分のところが業者に卸しているのに、その業者が出てくるのに自分ところ出ること、もちろんできませんわ。メーカーの場合は。だから、そういった意味でも、この辺の事態というのはある程度は想像つくかなと思います。であれば、もう少し業者選定理由というところの見直し、それから、その登録の仕分けの分、その辺についても、熊取町に合うたような、もちろん他市町を見られるのはいいんですけども、できたら、そういった熊取町の業者が何らかの仕事もできるような形をとってあげればなというふうに感じております。

ただ、これ、一生懸命されている業者に対しては、そんなんほかの業者が、自分ところは一生懸命やっているのにほかの業者が1位指名していないからやんかと言われるところもあるかもしれませんが、そういった意味で、町内業者に対してももう少し何らかの指名できるような手だてがないもんかなというふうに感じております。

その辺について、学校教育のほうとしてどうお考えかお答えください。

副委員長（坂上昌史君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）るるご指摘ありがとうございます。そういった問題意識であったり課題というのは従前より我々としても受けとめております。ただ、先ほど契約検査の課長のほうからもございましたように、現行のルール、登録制度の中での運用、やはり公平性あるいは適正さというものを確保することは必要であると。

この教育委員会のパソコンだけに限らず、やはり町全体の同じような発注、調達もございまして、やはり引き続き契約担当部局とも十分に調査、研究を我々としても進めていきたいと。やはり町の活性化というのは非常に重要というふうな認識は持っておりますので、その点を含めてご理解をしていただきたいと存じます。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）これ、要望で終わっておきます。ぜひ、せめて町外業者大手に出すのであれば、物品第2位でも町内業者にそういう機会を与えてあげてほしいという要望が1つと、それから、あと、辞退されているところ、これを、公には聞けないかもしれませんが、担当者ベースで何で辞退なんということぐらいは調べる努力をしていただけたらというふうに感じております。これは要望ですので終わっておきます。

副委員長（坂上昌史君）それでは、以降の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）15ページの土木費のところでは備品購入費、機械器具費で、大型プリンターということやったんですけども、この大型プリンター、何に使用するものですか。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）お答えいたします。こちらの大型プリンターにつきましては、私どもの窓口で売っております2,500分の1の地形図、それから1万分の1の都市計画図、地形図等を印刷している機械でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）13ページの学童保育の運営事業なんですけれども、中央学童保育を3クラスにしていただけるようなんですけれども、その詳しい説明をお願いできませんでしょうか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらの分なんですけれども、13ページにあります委託料の学童保育所指定管理委託料につきまして、まずご説明させていただきます。

こちらにつきましては、中央学童保育所が、今現状の施設におきましては115人、これは2クラブ合わせてですけれども、115人が指定管理者とも協議の上で最大の受け入れ人数というふうになってございます。ただし、その115人といいますが、施設の条例で定めている基準といえますのはおおむね40人以下にするというような基準を定めてございます。けれども、今、中央学童におきましては112人ほどの児童が入っているというような状態になりますので、1クラブ当たりが50人を大きく上回っているという状態が恒常的に続いてございます。

ですので、そういった、今、既存の施設においてもぎりぎり面積基準的にはいけるんですけれども、そういった保育環境をより改善するという意味合いにおきまして、さらに児童の保育を受ける面積を広げるとともに保育環境の改善を図るという意味合いにおきまして、既存の施設につきましては残した上で、新たに中央小学校の敷地内にユニットハウスを設置するための予算をここに組み込ませていただいております。

ユニットハウスにつきましては、延べ床面積でいいますと、およそ95平方メートルほどの面積を確保する予定でございまして、それによりましたら、面積基準的には50名ぐらいの児童が受け入れが可能になると、最大でございすけれども可能になるということで、既存の施設と、さらにつけ加えるこのユニットハウスを合わせまして最大受け入れ定員をふやす。さらにこのユニットハウスにつきましては1クラブとしてみなして、既存の施設につきましては、さらにふやしたクラブに子どもが移動することによりましてより広く快適に使っていただくように今後も2クラブ運営でしていくということで、既存の2クラブと中央小学校にさらに追加するユニットハウス、合わせて3クラブでの運営を行うための措置というふうに考えてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）同じく中央学童の関係で、13ページのところに、学童保育運営事業の18番備品購入費というのがございますが、ご説明で、中央学童のブロック塀の改修というふうな説明があったかと思いますが、これについてももう少し詳しくご説明ください。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）先ほどの中央学童に関しましては、これから新たに設置するためのユニットハウスに係る費用につきまして、指定管理委託料に整備のための費用ということを含ませていただいております。この維持修繕工事費に関しましては、既存の今ある中央学童保育所なんですけれども、その一部ブロック塀が隣地との境目のところに高さ約190センチで幅が4メートルから5メートル程度の部分なんですけれども、既存の万年塀というのがあるんですけれども、そこを過去に修繕する際に、一部、今申し上げた190掛ける4メートル、5メートルの幅の部分だけがブロック塀で補修した形跡がございました。今回、前回の北大阪での地震に伴いまして緊急調査を行いましたところ、このブロック塀につきましては、これをブロック塀とみなした場合なんですけれども、控え壁というものが幅3.4メートルごとに1カ所つけないといけないという基準があるんですけれども、その控え壁がないというところがございますので、ここは既存の施設の修繕という

ところで計上させていただいているところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。先ほちょっと私言い間違えをしました。維持修繕工事費の分ですね。その点は理解いたしました。

同じくブロック塀の関連で、歳入のほうでは社会資本整備総合交付金という形で補助も入っていますし、熊取町として、現在、町内危険箇所ブロック塀について補助金の制度つくって実施していただいているわけなんです、今回の台風でもブロック塀があちこちで崩れたりとか、そういうことが起こっているんですが、現在町が設けているブロック塀の改修に対する補助制度を、今回、台風で被害に遭ったからブロック塀を撤去したいとか改修したいとか、そういう申し込みがあった場合でも適用はできるのでしょうか。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）台風の後、数件、今ご相談いただいている最中でございます。まだちょっと日が浅いので具体的な手続に入ったものは少ないんですが、要件のほうに足るものであれば引き続きご相談を受けさせていただいて、申請を受け付けるという形になると思います。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）15ページの商工費のところの産業活性化事業補助金、これ、どこかで説明あったかと思えますけれど、もう一度内容の説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）産業活性化事業補助金につきましては、熊取ブランド創造支援事業や事業者の創業支援事業、また中小企業の経営支援事業など、さまざまな補助メニューを用意し、商工業あるいは農業を含む産業の活性化を図る事業に対して、産業活性化基金のほうを財源に補助金のほうを交付しているものでございますが、そのうち、創業支援事業のほうの交付額の増加によりまして、今回2件分、100万円のほうを補正予算として計上させていただいたといったものでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）15ページの公園維持管理事業ですが、公園等維持修繕工事費1,370万2,000円ですが、これについて、事前にいただいている説明資料では、大久保ふれあい公園施設撤去工事と七山児童公園ブロック塀改修工事という説明があるんですが、この大久保ふれあい公園の施設撤去工事、これについてご説明願います。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今ご質問の、大久保ふれあい公園の撤去工事でございます。こちらのほうが、大久保ふれあい公園といいまして、大久保のほう、地元のほうで公園のほう開設しているものでございますが、この公園といいましてのが借地形式で行っている公園でございます。この公園の一応地べたというのが2名の方の所有のあれで、借地料を払ってずっと公園として活用してきたものではございますが、今回、地主のほうからちょっともう返却のほうさせてほしいということで、原状回復するに際しまして、今つけております公園の遊具を全て撤去する必要がございますので、それに係る費用となっております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）借地の形で公園を設けておったんだが、所有者からもう公園でない形で別の用途に使いたいということで返還を求められたということのようなんですが、その大久保ふれあい公園は宅地化されるということなんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今のご質問の、その辺の後の個人の利用方法については、特にうちも聞

き及んでいませんので、ちょっと詳しいことはわかりません。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）あそこのふれあい公園は、現在、お年寄りの方々のゲートボールとかに利用されていたかと思うんですが、その辺、長生会の方々から苦情が出ているとかそういうことはないですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）公園が設置された当時は、今、委員おっしゃるように、高齢者の方が遊んでいたかと思いますが、今現在は、もうふれあい公園のほうではされていないのが現状です。大久保区として、自転車駐車場の横の大久保コミュニティ公園、あちらのほうでグラウンドゴルフとかを今現在やられているのが現状でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）同じく13ページなんですけれども、児童発達支援事業で29年度の国・府の支出金を返還しているという感じなんですけれども、これ、発達障がい者の施設か何か説明のほうであったかと思うんですけれども、利用が少なかったかというふうなことなんでしょうか。その辺のご説明お願いできますでしょうか。

委員長（佐古員規君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）こちらの国・府支出金の返還金なんですけれども、平成29年度の受け入れとしましては、平成29年度の歳出のほうの当初予算額の、国でしたら2分の1の補助になるんですけれども、それに83%を乗じた額で交付を受けておりましたが、予算額よりも決算額のほうが下回りましたので過剰に交付されている形になりましたので、返還という形になっております。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、今、熊取町にたくさん障がい者の子どもたちを預かるという施設ができていますよね。そういうところに入っていかれている方が減ったか、そういうことではないんですか。どういうふうな、余分にたくさん来たから返したというだけのことで、子どもたちが減ったとかそういう問題ではないんですね。

委員長（佐古員規君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）決算額としましては、28年度と29年度を比較しますと、利用者のほうふえておるんですけれども、予算額がちょっと思ったより伸びなかったというところでたくさんもらい過ぎていたというところを返還させていただくものでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）さっきの坂上巳生男委員の続きなんですけれども、ふれあい公園の遊具は、新しくして余り期間なかったと思うんですけれども、その更新するときにはこの借地やったところ返してくださいという話はわからなかったんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、坂上委員おっしゃっています、設置するときには地主からの申し入れがまだございませんでした。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）あの遊具新しくしたところで、まだ結構子どもたちが学校終わった後とか、もっと小さい子はお昼遊んでいたと思うんですけれども、あの遊具はどこかに移設したりという計画はありますか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回のふれあい公園を廃止する際に、大久保区長とかも協議のほうさせ

ていただいております。今言っていただいている、2つ新しい遊具があるかと思います。そちらのほうには一応区長とも協議させていただいて、こっこの憩いの家のある広場のほう、あるかと思えます。大久保の公民館、区民ホールですか、のあるところに一応移設する予定はしております。以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時14分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成30年9月11日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘樹
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	江川 慶子	議長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	南 和仁
	企画部 理事	明松 大介	企画部 理事 兼財政課 長	東野 秀毅
	総務部 長	林 利秀	住民部 長	藤原 伸彦
	住民部 理事	田中 耕二	健康福祉部 長	小山 高宏
	健康福祉部 理事	山本 浩義	健康福祉部 理事	山本 雅隆
	健康福祉部 理事 兼子育て 支援課 長	木村 直義	都市整備部 長	泉谷 徹
	会計管理者 兼会計課 長	中谷 ゆかり	上下水道部 長	山戸 寛
	教育次 長	貝口 良夫	教育委員会 事務局統括 理事	吉田 茂昭
	政策企画課 長	橘 和彦	人事課 長	道端 秀明
	住民課 長	山戸 由紀美	健康・いきいき 高齢課 長	石川 節子
	介護保険・ 障がい福祉課 長	野原 孝美	介護保険・障が い福祉課 参事	根来 雅美
	保険年金課 長	野津 博美	保育課 長	阪上 正順
事務局	議会事務局 長	北川 雄彦	書記	藤原 孝二

付議審査事件

- 議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（阪口 均君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。
本日の委員会については、議案審査の終わられた皆様は会議の途中でも退出していただいて結構
ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略
いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（阪口 均君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（阪口 均君）初めに、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたしま
す。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか、江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。台風21号への対応、本当にお疲れさまです。質問させていた
だきます。

印鑑登録条例の一部を改正する条例ですが、マイナンバーカードがないと、これは使えないもの
ですね。金額的には安くなるということですが、番号を知っているだけではだめで、やはりこの分
については、マイナンバーカードを取得してからということの確認をまず聞かせてください。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）委員がご質問いただいているとおり、マイナンバーカードを利用して各種証
明書の交付をさせていただくものでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）コンビニで取り扱ってもらえるということで、便利になる部分は一定あるんですが、
安全性の問題です。やはりちょっと気になります。カードに番号が書いてあるわけですよ。それ
で、ATM、お金の現金のやりとりのところでも結構忘れ物があったりで、電話かけて銀行員に届
けたりとか、そういうことがまれにあるんですけれども、この場合はどうなのでしょう。コンビニ
に新たな機械が入って、それ専用の機械が来るのか、今コンビニにある機械の中で対応できるもの
であれば、また、安全性の問題で大丈夫のかなという不安が残るんですが、その点はいかがでし
ょうか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）端末につきましては、今現在各コンビニに設置しておりますキオスク端末、
この端末を利用して証明書の交付を行うものです。全国的にこのサービスは提供されているもので、
安全性についても確保されているものです。

以上です。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）1点だけ。取り忘れ等のご心配をいただいている部分があるかと思ひます。
機械上でアナウンスされます。抜いてくださいと。抜いてからでないで発行されないようなシステ
ムになっておりますので、その点は一定大丈夫かなというふうに考えております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。全国的にやっているものであるもので、そういった経験も生かされた
対応もされていると思いますが、やはり気をつけていただくところをよろしくお願ひしたい
と思ひます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）本当に災害の対応、大変ありがとうございます。

お尋ねしたいというか、確認をさせていただきたいんですが、今ある印鑑登録カードですが、窓口では今と変わりなく業務がされるというところで、そのカードというのはもう今後使用しないというんですか、発行しないというんですか、その辺のところ、カードについての説明をお願いします。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）ご質問の住民カードについてでございますが、この住民カードは、印鑑登録をされた方の印鑑登録済みのカードも兼用しておるようなカードになっております。ですので、今後、窓口で印鑑証明を交付する場合には引き続きこのカードが必要になってまいります。ですので、コンビニ交付が始まっても、コンビニで証明書を請求する場合にはマイナンバーカードが必要になりますけれども、窓口では、印鑑登録済みカード、住民カードも引き続き必要になってきますので、こちらにつきましては、マイナンバーカードの交付の際にも、また、新しいサービスが始まりますというような案内を、周知のほうを、今、始めているんですけれども、引き続き必要になるということは皆さんに周知をしておりますし、今後もまたそういった住民周知のほうに力を注いでまいります。

以上です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、その中で必要やというところ、今、ご説明の中に周知もしておることなんですが、自動交付機等が3月31日までというところもあわせての周知というものについては、どうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）マイナンバーカードを利用した新しいコンビニ交付のシステムを構築中ということとあわせて、3月末で廃止を予定しておりますというふうには、皆様にご案内はさせていただいております。

また、手数料条例、今後、あしたの総務文教の委員会のほうでもまたご審議いただくんですけれども、その手数料の見直しもあわせて11月には、決定した折には、11月号の広報とあわせて折り込みで皆さんに全戸配布のチラシで周知をしたいと思いますと考えおります。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。そして、必要となってくるのが、そしたら、利便性の向上というところでマイナンバーカードというところになってくるかと思うんですけれども、今の交付率というか、交付しているのは何人か、パーセント等を教えてください。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）平成30年7月31日時点の数字になるんですけれども、熊取町で今現在マイナンバーカードの取得を受けている方が5,050人、11.5%、このような数値になっております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。また、こういったコンビニ交付ができるということが徹底されれば、また交付も推進されるかと思えます。またよろしく願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）ちょっと理解がまだできていないんですが、コンビニ等ではマイナンバーカードだけで発行できるということで、窓口に来たら印鑑登録カードが要というのがちょっと理解できないんです。多機能端末があれば、それと同じ機能があればできるはずで、町へ来たら不便になるというか、2つ持ってこなあかんと。それは理解できないんですけれど、その辺はどう改善されるか、それはずっとそういう状況なのか、その辺はいつの時点でどう改善されるのか、何で今2つ必ず要するのかという、その辺を教えてください。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）重光委員の質問なんですけれども、現在、多機能端末、コンビニに置いていような端末を庁舎の中に設置するような予定がないんです。この機械につきましても、600万円、700万円するものなので、その設置のほうはコンビニ店舗のほうにお願いしますと。

あと、窓口では、印鑑登録済みのカードというのは磁気のほうが入っておりまして、そのカード、磁気を読み込ませて、ご本人の登録している印鑑を読み込んで、証明書を発行するというようなシステムになっておりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）少し補足させていただきます。

先ほど交付率で11%、これは全国平均レベルやと考えていただいても結構なんですけれども、現状そういうレベルです。その中で、重光委員がおっしゃっているのは、窓口に来たときに、我々のフロアの中でマイナンバーカードを使って発行できるようなシステムというところもあるかと思うんですけれども、そういうシステムが今のところございません。まだ、マイナンバーを使って役場窓口で何らかの交付をしようと思えば、課長が申し上げたように、コンビニにある端末を庁舎内に置く、平たく言うと、もうこれしか今の現段階ではハードの対応がまだできておらないと。

これは、やっぱり基本的には交付率がまだ低い部分で、システム関係のほうもそこまでまだ開発に至っておらないというところもあるかと、これは推測でございますが。というような現状の中では、今あるカードを使ったシステムを使うというところになってくるというのが1点でございました。

もう一点ありますのは、印鑑登録、犯罪等も含めて非常に一番本町が扱っているものの中でも大事なカードであります。たとえ本人がいらっしゃっても、カードを持ってこれなかったら、印鑑証明書を発行できないというところの大事なカードでございますので、このカードを使ったシステムを、今、全国的に使っておるというのが基本なんで、このシステムを今は使わざるを得ないというところがございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の説明はどうも理解ができないんですよね。コンビニに行ったらマイナンバーカードと暗証番号だけで発行できる、そういうシステムが既にあるわけです。これ、日本中でそういうシステムがないんです、どこにも。どの自治体においても役所に来たら印鑑登録カードを使わないと印鑑証明は出せないということに、日本全国そうなっているんですか。そういうシステムはまだどこにも開発されていない状況なんですか。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）私たちが調べている限りでは、そういう情報は入っておりません。唯一やっておるのは、先ほど申し上げた、同じような機械を置くと。コンビニにある多機能端末と同じようなシステムのものも、実はもう一種類あるんですけれども、よく似た機械です。コンビニに置いていような機械を置くという形に変わりはありません。そういう形でしか、やっておらないはず

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういう意味で、今の時点でも、印鑑登録カードがないと印鑑証明を発行できないという事務処理が行われているんですよね。妻帯者が病院に入っていて、本人が来れないからというのでその配偶者が来ても、本人でないといけない、本人の印鑑登録カードがないと出せないとかになっていきますよね。そうすると、実際、コンビニでは住民カードがあれば、マイナンバーカードがあれば出せるのに、なぜ役場に来たら印鑑登録カードがないと出せないのか、それはおかしいと思われませんか。自然に。コンビニに行ったらカード持っていったら出るのに、何で役所へ来たら印鑑登録カードを使わなあかんのかと。それは、自然に見ておかしいでしょう。役場以外やったら

マイナンバーカードさえあればもらえるんですよ。何で役場へ来たらそれがもらえないんですか。それは、自然におかしいと思いませんか。マイナンバーカード自体の重要度というかマイナンバーカードの位置づけが崩れてきますよね。逆転していますよ、役場に来たときは。

だから、それは、熊取町が600万円の端末を入れられないからできないのか、600万円の端末を入れた自治体はないのか、その辺も含めて、600万円の端末を入れている自治体はあるのかないのかというのを含めてお答え願います。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）まず、住民カード、印鑑登録済みカードがなければ証明書が交付できないというお話なんですけれども、これは、先ほど委員おっしゃっていただいているとおり、本人であっても、このカードがなければ証明書の発行ができない。逆に、代理人の方がお越しいただいても、カードさえお預けいただいて、これはどちらに住んでいるどなたの登録済みの請求だということを申請書に書いてもらうだけで、そのカード自身が本人証明もしくは委任状のかわりをするというような、そのように使っているカードなんです。それが、今現在の印鑑登録条例ないし印鑑登録規則のほうが、そのようなカードの取り扱いになっているので、印鑑のカードがなかったら証明書が発行することができないというような手続になっております。

あと、その600万円、700万円するその機械を現に庁舎の中に設置しているような団体もありますが、このマイナンバーカードを利用して、実際、住基系の印鑑証明が出るシステムのところに、そのカードを使って証明書を出すというような、そういった構築というのができていないというのが、先ほど理事のほうから説明させてもらったものなんです。

公的個人認証とか、利用の電子証明というのは、行政のほうで委託しておりますJ-LIS、そういうところで、この人のものに間違いはないよという、その暗証番号を照合して証明書を発行するというような、そんなシステムになっているので、もちろんマイナンバーカードを利用してご本人が設定している利用者番号、そのパスワードがなければ、この証明書というのも出るものではないので、ご本人が窓口に行かれても、パスワード忘れたよであるとか、どこかでカードを拾ったからといっても、パスワードがなかったら証明書というのが出るものではないので、そういうところでは、ちょっと切り分けたシステムというふうに考えていただければと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それを言いますと、江川委員が言った安全性の問題で、いわゆるマイナンバーカードと暗証番号さえ知っていればコンビニで発行できるんですよ。本人でなくても、誰であっても、誰が行っても発行できる。そういう状態が、今、役場に来たら印鑑カードと本人でないと発行できない。個人の識別の安全性は全然程度が違いますよね。コンビニだったら、マイナンバーカードで誰が行っても、子どもが行っても、他人が行っても暗証番号さえ知っていれば印鑑証明が出てくる。それは非常におかしな安全性で、重要情報の確保ができない状況にあるじゃないですか。それを認めていて、役場ではそれができないというのは、非常におかしいですよ。

キオスク端末というのは、マイナンバーカードを読み取って暗証番号を読み取ったら、もうそれは印鑑証明が出てくるようなシステムになっているわけですから、それは非常に簡単な話で、その機能、特別なシステムが要るかもわからないですけど、それは簡単なシステムであって、そっちは誰が使ってもいいよと、こっちへ来たら本人でないとあかんよというのは、ちょっとおかしいと思いませんか。どう考えても安全度が全然違います。本人以外が行っても誰でも自由にマイナンバーカードと暗証番号さえあれば、どこのコンビニに行っても発行できる。それは誰も防止できない。ここに、役場へ来たら、本人以外は絶対出されへんのやと。それはおかしくないですか。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）どちらもカードは使っているという部分、どちらも非常に大事なカードでありますという部分では、セキュリティーという部分は非常に個人に任されている部分があって、い

いわゆる銀行のカードであるとか、クレジットカード、これと同じ、もしくはそれ以上の大事なカードでありますので、それを使って交付するという部分では変わりはないのかなというところで考えています。

議員がおっしゃっていただいています、さきほどから600万円、700万円と出ています、機械を設置するかどうか。これ、実は検討いたしました。ただ、先般の本会議でも申し上げましたように、現状、自動交付機をまだ使える状況で置いておきたいという分で、コンビニ交付が始まった後、窓口がどういう状況になるのか。はたまた、その期間で、コンビニ交付が始まった後であっても自動交付機を使って一体どれぐらいの利用がなされておられるのか。これによって窓口の状況、撤去したときの窓口の状況が変わってくるので。このタイミングでは、当然視野の一つとして、600万円、700万円の機械を置くべきなのかどうなのかというのも含めて検討の材料の一つにはなっておりますが、現段階では、ちょっとまだそこまで至っておらないと。ちょっとその状況を見させてほしいというのが本音のところでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは、私が質問している論点と違うところをおっしゃっていて、どちらが安全かということをおっしゃっている、それ自体が説明できないと思います、論理的に。

もう一つは、だから、印鑑登録カードをなくしてマイナンバーカードを持っている人が、印鑑証明をこの役場の窓口で受けに来たら、それは出してあげるべきやと思うんです。だって、暗証番号とマイナンバーカードをコンビニに持っていったら印鑑証明が出せるわけですから、役場へマイナンバーカードを持ってきて印鑑登録カードはないですよと言ったら、それは出してあげるべきじゃないんですか。そういうやり方を変えればいいのであって、日本の条例が印鑑登録カードがないから出せないであっても、コンビニに行ったらマイナンバーカードと暗証番号で出せるのがあるわけですから、本人がマイナンバーカードを持ってきて私の印鑑証明を出してくださいと言ったら、それは出してあげるのが普通、当然じゃないですか。

それは、自治法がおくれている、自治法の改正がおくれているからということになるんですかね。ただ、何か本末転倒でいっていると思うんですよね。コンビニが便利やといっても、15%しか出ていないんです。非常にわずかな数しか出ていないのに、コンビニに行ったら便利になって。役場へ行ったら、それだけ、さらに規制がかかると。何かおかしな感じのことをやるという。便利になる量自体が非常に少なくなっていて、役場へ行ったらよけい厄介になっているということで、この辺は、本当に国で検討した事項、大阪府が決定した事項、国が決定したからやらないと仕方がないということでやられているんだと思うんですけれども、それは、やっぱり実際の住民事務に対応する対応としてサービスが低下していることになってきているし、おかしじゃないですか。その辺は、マイナンバーカードが今それだけの位置づけになっているんやったら、役場に来たら印鑑カードなしでも出せるという方向にしないといけないんじゃないですか。

それは、そういう法律を変えないといけないんですけれど、そういう方向に行くべきなのに、そういうところを検討されているんですか。この辺はやはり町として考えるべきじゃないんですか。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）例えば、私が印鑑登録しています、カードを忘れました、マイナンバーカードを持ってきましたというときに、このときに印鑑登録がなされているかどうかという部分に……、すみません、ちょっと違いますね。

一点、一つ言えるのは、お話の中で自治法がおくれている云々かんぬんというものもあって、その辺の国からの動きもそうですが、マイナンバーカードをどう使うのかということも、これも非常に意味限定されている部分でもあります。ただし、証明としては当然使える部分ですので、ただ、その辺で、法規定上、まだそこまで、恐らく法になるのか通知になるのかちょっとわからないですけども、まだそういう部分で、我々のところにもそういうのを使っているというふうな情

報もちろんございませんので、ちょっとその辺は私も再度調べてみないとわからない部分があるんですが、ちょっと現状では、ただ、そういう対応している市町村があるというのは情報はつかんでおらないので、ちょっと難しいのかなと思いつつも、そこは勉強させていただきたいなというのもございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）ということで、ぜひそういうところを要望として明確になるように、明確にならないのであれば、システム改善の要望を国のほうに出すとか、その辺をやっていただきたいと思いません。よろしくお願いします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ただいまの重光委員のお話を聞いて、なるほどなとすごく共感したんですけども、これ、条例の施行日が平成31年4月16日から施行するということになっているんですが、これを、ちょっと時期を、それまでにできるんだったらこのまま賛成してもいいのかなとも思ったんですが、これ、もうちょっと精査してからもう一回提案するとかいうことはできないんでしょうか。この4月16日というのには何か縛りがあるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）このコンビニ交付につきましては、現在、自動交付機によって時間外やお休みの日にも証明書を交付するというような、そういったサービスを平成8年から熊取町のほうでは先進的に取り組んでまいりました。この自動交付機につきましては、今後、後継機種がもう開発されないというようなことで、これにかわるシステムとしてコンビニ交付を導入したいということで、昨年11月16日、議員全員協議会のほうで説明させていただきまして、12月に債務負担行為設定をさせていただきまして、もう契約のほうが進んでおります。ですので、4月16日の稼働に向けてもうシステムの構築が始まっておりますので、そここのところはご理解いただきたいと思います。

また、この4月16日というのは、中途半端な日になっているんですけども、この日にしたのは、このコンビニ交付の導入に係る経費、開発費と運用費に対して2分の1の特別交付税措置を受けることができる。これは期間限定で、平成31年度までというふうにされている国の制度なんですけれども、この当該費用を支弁した年度から起算して3年間という制度のもとで、より多くの交付税対応を受けるために、開発費に係る支弁の発生年度と運用に係る経費が発生する年度を同一の平成31年にしたいということで、このようにさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）それでしたら、やはり住民が混乱すると思うんです。その辺は、印鑑登録なんでもそんなに回数があるもんじゃないんで、大丈夫かなとは思いますが、周知のほうを徹底しなければいけないなと思います。役場に来た場合はこうだということ、コンビニの場合はこうだということ、それをお願いしたいなということと、自動交付機は印鑑登録だけではなかったですよ、それ以外の分はどうなりますか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）現在、自動交付機のほうで発行させていただいております証明書につきましては、印鑑証明書と住民票と住民票記載事項証明書、この3つの証明書を交付させていただいております。これらの証明書につきましては、コンビニ交付導入後、コンビニのほうで証明書を発行する形になります。加えて、戸籍の謄本、抄本、戸籍の附票、これについても新たにサービスを提供するものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員(江川慶子君) 家庭的保育事業等の条例なんですけれども、これは、子ども・子育て支援法による地域型保育給付の対象事業となる事業なんです。この熊取町の今現状はいかがですか、先にそこをお聞かせください。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 現状ですけれども、地域型保育事業につきましては、町としても募集ということもしていませんし、ご相談というようなことも、今いただいておりますので、今のところは給付の対象としてはゼロということになってございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) わかりました。産休明けから3歳児までの産後認定の子どもたちが対象になると思うんですけれども、現在ないということなんです。もし、これからそういった需要が生まれる場合もありますよね。それも考えていかなければいけない時期も来るかもわからないんですが、0歳から3歳児まで、この年齢の子の待機児というのは、今現状はどうなっていますか。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 現状、直近では、今、1歳児のお子様は5人待機というような状態にはなってございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) わかりました。待機児がいるということでは、需要というのがあるのかなというふうにも思うんですが、まあ、状況はわかりました。

それから、もし家庭的保育事業が始まった場合、給食事業を自前でつくらなくてもいいと。業者選定で給食を持ってきて可能になるということがこれに含まれているんですが、どこの店、例えば、コンビニとかスーパーとかの食事でもいいのか、そこは、業者選定については何か決まりとかあるのでしょうか。

委員長(阪口 均君) 阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 今回の分なんですけれども、追加の改正条例でいきましたら、17条の第2項、第3項に規定している部分があるんですけれども、外部搬入施設でできる場合ですけれども、現在においても外部搬入ということは可能になってございまして、現在は、連携施設と同一または関連法人が運営する事業所等から搬入する方法によるものというふうには規定はございます。さらに今回追加として、緩和という策で外部搬入施設の拡大という文言が改正の趣旨でございまして、居宅で保育を提供する家庭的保育事業者におきましては、保育所や幼稚園、認定こども園などから調理業務を受託している事業者、つまり実績がある、ほかの保育所や幼稚園、認定こども園などから調理業務を受託している事業者のうち、そこから町長がまた適当と認めた事業者というふうになりますので、既に実績がある中で町長がさらに適当と認めた事業者を可能とするというような条項を、今回改正で出ささせていただこうというふうに考えてございます。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、子どもに関係する施設の給食等を搬入することができるという門戸を開いたということですね。だから、どこでもいいわけではなくて、保育所や認定保育園などの子どもにかかわる施設からということですね。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）実際にお子様の児童食なりアレルギー食とか、そういった食の安全に配慮できる事業者、さらに、そういう事業者であった上で町長がさらに適当と認める、そういった基準をまた新たににつくらないといけないと思いますけれども、そういった基準で選定をしていくということになります。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。現在のところは、ないということなのですが、一応、条例としてできたならば募集なり相談等も行われて、待機児童が5人いるという現状の中から生まれる可能性はありますので、0歳から3歳児というのは、寝ている間に亡くなった事件だとかもありますよね。そういうことも含めて、命を預かる仕事なんで、保育に当たる人の知識や技術もとても大切になってきます。その辺では、保育士も、保育士免許を持った人がということは意見として述べさせてもらいます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、この項と違う、質疑じゃないかもわからないんですが、今言いました1歳児が5人待機しているところの状況、ちょっと気になりましたので、ちゃんと待機を解消できる方向は見えているのでしょうか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今、来月から確実に入れるというような、そういったお約束はできないんですけれども、引き続き、この理由といいますのは保育士の不足ということがございます。私どもとしても、広告とかそういった手を打ったりとかするだけじゃなくて、以前、6月補正でも上げさせてもらいましたフレンド幼稚園での満2歳児の保育であったりとか、新たな手だてを打ち出していたり、また、保育所のOBの職員であったりとか、民間保育園のOBであったりとかということも含めて、あらゆる手段を使って保育士の確保に努めているという状況でございます。

できるだけ、こういった職員の配置基準を逸脱して受けるということは保育の安全を確保できないということがございまして、私どもとしても精いっぱい努力はしていくつもりではございます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）努力していただいているということは理解しているんですけども、1歳児というところで、そう簡単に保育ができる環境というのは難しいかと思いますが、やっぱりご家庭の方は困っておられると思いますので、また引き続き対応よろしく願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑ありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）1歳児が5人というのは、これ、非常に深刻な状況ですよね。0歳児であれば1年間の育児休暇等で対応できるということで、1歳児でということは、それ以降の人が待機になっていると。

前も、そういう事態になったときは庁内職員等を総動員してもできるだけ待機児童を出さないようにするということがあったんですが、やはり、5人も出ている状況というのは、それだけの手だてを打たれていないんじゃないですか。実際に、職員で保育士の免許持たれている、あるいは経験のある方を実際に何人か派遣されて、それを解消しようとしているのか、あるいは、ある幼稚園とか保育園に緊急的に何人か募集をかけて、そのパート的なサポートを募集するとか、そういうことは多分されていないような気がするんです。大々的にそういうことをやるか、あるいは職員をそこに、もとの保育士とか保育資格を持っている人を本当に実際に何人かそこへ適用されたんですか、今、何人そういう方がそういうところで働いておられますか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）すみません、ちょっと数字は、今、持つてはおらないんですけれども、実際にOBの方とかにはお声かけさせていただいたりとかして、去年の4月とことしの4月で比べましたら、長時間働いていただける、7時間半ほど入って働いていただける保育士というのは、5名程度ふえたという状態ではございました。

今現状におきましても厳しい状況ということでございまして、新聞の折り込み広告であったりとか声かけということもさせていただいた中で、やはり長い時間を働いていただける方というのがなかなか集まってございません。ですので、それ以外の、例えば、午前だけいけるとか、午後だけやったらいけるとか、5時間やったらいけるとか、さらに、それでも週3日やったら来れるとかというような方々をちょっとミックスするような形で、保育士の臨時職員の数は減ってはいないんですけれども、そういった雇い上げる職種というんですか、そういったのがバリエーションに富んでいまして、継ぎはぎじゃないんですけれども、そういう必要に応じて保育士を当てていくというような形で、ようやくやっと保育を続けていっているというような状態でございますので、全く確保ができないというわけではなくて、そういった十分に働いて保育を継続してやっていって、さらに保育の子どもをふやしていく、受け入れる児童をふやしていくまでにはちょっと至っていないというような状態になってございます。

委員長（阪口 均君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）保育士の職員でございますけれども、委員おっしゃいました、この4月から保育士現場から保育課のほうに来ておった職員、これ1名を現場のほうに戻しておるということで、1名減という形で保育課のほうは業務のほうを行ってございます。まず、その一点も、以前にも重光委員からご提案がございました。その上で可能な限り現場に戻すということで現場のほうへ保育士を1名戻してございます。

あと、当然のことながら、民間保育所への依頼、何とか本町に回せないか、これは、私立の幼稚園も含めてでございます。かつ、他団体、近隣の市町のほうにも、そういうご紹介をいただける方がいないか、これも全てうちのほうから直接電話なんですけれども、お伺いして状況をお聞きしていると。今、これもいろいろ今議会で一般質問等々いただいている中味と重複する部分もございません。先ほど課長が申しましたように、この6月補正でフレンド幼稚園から満2歳児の受け入れということで、現時点でも4名の方、普通で言ったら1歳児でございます。途中で2歳になっているということで、今、待機児童1歳児という、一緒の概念なんですけれども、その方も4名ご利用いただいている。また、来年の4月から認定こども園ということで、当然のことながら、この0から3歳児、2号、3号の受け入れというところも、当然認定こども園で受け入れしていただけますので、その辺の定員設定についても、現在、フレンド幼稚園のほうとは協議を行っている状況でございます。

ですので、我々も手をこまねいて待っているだけじゃなくて、こういったことに取り組んでいるということは、ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういう努力は理解いたします。

そういう意味で、実際に保育を受けられる状況になれないのが5人、今、その中であるとしたら、例えば、そういう家庭のサポートを別の面でやっていくということは、やっぱり考えていただかないと、保育所に預けるだけじゃなくて、やはりその週何回かでも別の見方でサポートできるような支援の仕方はあり得るかなと思うんです。だから、その待機児童の家庭はそれぞれ違うでしょうけれども、保育所に入れなかったら、週何日間でもやっぱりそういう状況をサポートできる状況をつくり出していけることを考えていただければと思います。

それと、あと、臨時で保育担当していただける方の普通の給与のほうも、少し、やはり上げることを考えていただくとか、その辺を含めて、一つは基本的な待遇はそうですが、今実際待機になっている方のサポートを、ぜひそういう定常的な入所でないサポートができることを少しでも考えて

いただくことを要望しておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）7ページで、歳入のところで一般保険者国民健康保険料というので、これが節の3つとも低下しているので、その辺を理由を少し説明していただけますか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらの保険料のマイナスなんですけれども、運営協議会等でもご説明させていただいておりましたが、繰越金ということで一番下の欄で1億4,139万9,000円繰り越しさせていただいておりますけれども、繰り越しが出た分、保険料の激変緩和ということを対応させていただいたものでして、それぞれ3つとも激変緩和で引き下げさせていただいた分に充てさせていただいているものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）9ページの保健衛生普及事業なんですけど、今回熊取町独自で、こういった府のインセンティブを活用しての特定健診を推進する事業を、本当に独自でこういう事業を進められることをすごく大変評価できるものかと思います。取り組み、またしっかりと前回の議員全員協議会でも少しご説明ありましたが、しっかりと健診を受けていただくということを、健幸で始めま賞と健幸でがっちり賞という形で進めていただくこと、また、PRも大切かと思うんですけれども、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

今回、この普及事業が上がっている分につきましては、117万5,000円ですが、報償費、クオカードと報償金とチラシとか、いろいろあるんですけれども、まだ、今、今回この30年度は健診を受けてくださいという通知書を発送する分ですよね。クオカードも上がっているんですが、これも、来年度からじゃなかったんですかね、31年度からじゃなくて、贈呈するという分の。もう少し対象人数、このクオカードの対象人数と、説明もう少しお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）まず、特定健診なんですけれども、例年4月当初に受診券というのを対象の方にお送りさせていただいております。それは例年の流れでございまして、それのとおりでございますと、なかなか今現状、受診率というのは頭打ちの状況になってございまして、今回、新たな事業を始めさせていただくということで、今回、提案させていただいて、補正のほうも上げさせていただいているんですけれども、30年度にまず実施したいと考えております分につきましては、3つあります、健幸で始めま賞、健幸でがっちり賞、スマホd e ドック、3つ、大きく事業があるんですけれども、30年度は、まず、健幸で始めま賞とスマホd e ドックに取り組みさせていただきたいと考えております。

現在、健幸で始めま賞の対象になる方というのをピックアップさせていただきますと、813人となっております。この方たちにつきましては、今回9月議会のほうで補正予算のほうを上げさせていただいておりますので、ご可決いただけましたら、10月に入りますと、被保険者証のほうの更新がございますので、その際に、各世帯に、議員全員協議会のときにごらんいただきましたカラーのチラシを発送しまして、カラーでちょっと目を引くような形にさせていただいて同封させていただきたいと思っております、そこで周知を一定全世帯にさせていただく予定をしております。

プラス対象となられる813名の方につきましては、平成29年度医療を受けていらっしゃらない、あと、特定健診のほうも受診していらっしゃらないという方813人ですけれども、この方たちに個別にお送りさせていただいて、ぜひとも特定健診をお受けいただきたいというふうなことの勧奨をさせていただく。あと、スマホd e ドックにつきましても、20代の方、約600人程度いらっしゃるんですけれども、その方たちにつきましても個別にご案内のほうをさせていただいて受診勧奨のほうをさせていただくというふうな予定をさせていただいております。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません、その勧奨というのをするという事はわかりましたが、クオカードというのにつきましては、ちょっと今回上がっているんですけれど、その辺、私はまだ来年度と思っておりましたので。

委員長（阪口 均君） 野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） すみません、クオカードにつきましては、健幸で始めま賞で特定健診受診していただいた方に表彰させていただく、プラス副賞として500円のクオカードをお渡しさせていただきたいと考えておりますので、30年度からその分につきましては、実施させていただくものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） すみません、1点だけ補足させていただきます。この受診勧奨、文書での通知だけではなくて、報償費の中に保健師の報償が入っております、電話でもって直接個別具体的にこういった特定健診、大切ですよと、医療にもかかっていない、健診も受けていないというのは、今一番危険な状態やから、必ず受けてくださいという直接の電話勧奨もさせていただくということで実施したいと考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、その報償費の中には、保健師の報償も入っているということですか。そしたら、クオカード分としては何名分を予定、補正予算の中に入っているんですか。

委員長（阪口 均君） 野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） クオカードにつきましては、325名ということで、800人の15%程度を見込んでおります。

以上です。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) 今回、特例軽減の見直しがあるということで、保険料が上がる方がおられるんですよね。大体どのぐらいの方になりますか。

委員長(阪口 均君) 野津保険年金課長。

保険年金課長(野津博美君) 30年度で432人となっております。

以上です。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) わかりました。432名といたら、かなり人数いてはるんですが、そういった方が何で今回保険料が上がったかとかいうことで、相談とかがあると思うんですが、その辺の状況はいかがですか。

委員長(阪口 均君) 野津保険年金課長。

保険年金課長(野津博美君) これ、2年かけて制度の7割、5割ということで、あと、31年度からそちらのほう、軽減の見直しということになっているんですけれども、確かに本算定をお送りさせていただきますと、例年やはり保険料の金額が変わっていると、これ、何でかなというお問い合わせはいただいている中で、この分に関してもいただいているんですけれども、その中でご説明させていただいて、皆さんご納得いただいているというふうな状況ですので、ちょっとすみません、件数までは、この特例軽減の分で何件ということは把握はしていないんですけれども、随時対応のほうはさせていただきます。

以上です。

委員長(阪口 均君) 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) すみません、1点だけ、この特例軽減の分は、少し解消という形で上がっておるんですけれども、保険料、そのものは今回見直しがありまして、一定の余剰金が出たということで引き下げのほうをさせていただいておりますので、その辺で、その分のカバーもできておるのかなというところで、大きな混乱もなく、今回実施できておるというところでございます。

以上です。

委員長(阪口 均君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) 9ページですけれども、9ページの地域支援事業の一般介護予防事業費の中で需用

費と備品購入費が——報償費は結構ですが——需用費、備品購入費でDASHプロジェクト関係で追加されているとお聞きしたんですが、これ、どういう内容が追加されているのでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今回補正させていただきましたDASHプロジェクトに係る補正予算ですけれども、健康分野からは3点予定しております。タピオステーション等の効果判定に係る部分を体大と検討していくという部分と、あと、ボランティアの育成についても、体大とどのようにしていったらいいかということも検討しております。あとは、健康熊取フェアの開催は体大中心で考えていくというのをお聞きしております。

今回予算編成させていただいたのは、その中である一定方向性が決まったもののみさせていただいておるものです。内容としましては、1つは、ボランティア等への体力測定の研修。今、健くま隊、タピオ隊の協力も得ながらタピオステーションで体力測定をして、効果判定をするという土台をさせていただいているんですけれども、その方法等について体大のほうから先生を講師にお招きして、体力測定のやり方、意義についてあらためて研修を行っていただくものを上げさせていただいているものが謝礼金に当たります。

あとは、タピオステーションのリーダー養成としまして、その部分で上げさせていただいております。それにつきましては、タピオステーションのリーダーの方々から、今、頭の体操の部分も入れさせていただいているんですけれども、もっとバリエーションをふやしていきたいということ、自分たちもそれを勉強したいという声も上がりましたので、その点につきましても体大の先生等をお招きして講師をお願いするものでございます。

あともう一点、備品購入費のほうで上げさせていただいている分と消耗品費で上げさせていただいている部分は、タピオステーションでの体力測定のメニューとして、握力、長座体前屈、開眼片足立ち、TUGというものとチェアスタンドという方法を行っておりますけれども、今まではタピオ隊、健くま隊が回数をこうやって手で数えたり、タイムをはかってというのをさせていただいたんですけれども、より正確にするため、あと、回数が、今17カ所にタピオステーションがなってきました人員のほうもなかなか確保するのが難しいので、機械化できるような、例えば、秒数を機械ではかれるようなものが、その方法がございまして、そういったもの。あとは、データを入力して住民の皆様今回と前回とこのように変わりました。今までは手書きで、それをお渡ししていたものを、グラフのようにしてお渡しできる機械もあわせて購入するというものを予算要求させていただいております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういうデータ処理とか自動計測とか、非常にステーションの数がふえてきていますから、その辺の対応をよろしく願いいたします。

それと、タピオ体操ですけれども、やっぱりいろんなバリエーションを、頭の体操とか、いろんな面を楽しみにしている人がたくさんおりますので、ぜひ内容のあるおもしろいものにしていくと。よろしく願いいたします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、今の備品の関係でなんですけれども、タピオステーションは、今それぞれ自治会単位で立ち上げて、立ち上げ費等を助成していただいて、推進していただいているんですけれども、その自治会単位ではなくて独自にボランティアでタピオ体操をやっているグループもあります。そういった方たち、そういうグループが本当にたくさんできることが熊取町の健康増進、また介護予防につながるかと思うんです。

そういうグループが波及している中で、今言われた体力測定とかそういうことは、今、ステーションには、そういう備品とかを購入して、また人材、そういったリーダーですか、そういった方も派遣して研修を受けているということなんですけれども、そういうステーションだけではなくて、

それぞれの独自でやっているそういったグループにも、そういった備品、体力測定の備品の貸し出しとか、研修した方の派遣とか、そういったことについてもお願いしたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今、タピオステーションは地区中心で行ってありますが、地区でないところ、例えば、老人福祉センターでシルバー人材センターが行っていることとか、あとは、薬局の一つのお部屋でとか、そういうお話も聞いておりますので、順次相談を受けながら検討ということを考えております。

あとは、体力測定につきましては、健くま隊の方とか、タピオ隊の方、あと、タピオステーションのリーダーだけじゃなくて、やっぱりもっと多くの方をボランティア育成していく必要があるかなと考えておりますので、対象者のほうを、今後もう少しまた幅を広げていくとか、そういうことは検討していかなければいけないなあわせて思っておりますので、まずは、考えてはる方がいらっしやいましたら、一度、健康・いきいき高齢課のほうへ、私たちも何ができるかという視点で考えさせていただきたいと思っておりますので、お声がけしていただけたらと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）考えているというか、今現在やっていますので、そうやってふれあいセンターのお部屋を借りてやっている団体が何団体かありますので、そういった団体にも備品の貸し出し等、また、そういった体力測定ができるようなことを情報提供等をしてあげていただきたいと思いますのでお願いしておきます。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）ふれあいセンター4階のほうで、個人で自主的にされている方というのは、ふれあい元気教室という二次予防で行ってた教室の卒業生の自主グループが、今、4グループありまして、ふれあいセンターで週1回ずつされておりまして。そのふれあい元気教室の卒業生の方への体力測定というの、まず別途考えておりますので、そこもあわせまして検討していきたいというふうに思っております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時04分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均